

特報1	市町村の消防の広域化の推進に関する答申	4
特報2	市町村国民保護モデル計画及び避難マニュアルについて	6
特報3	消防機関における国民保護措置上の留意事項等について	10
特報4	平成18年度における消防施設等の整備に係る主な財政措置について	12
特報5	認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」の火災を踏まえた消防庁の対応等	14
特報6	死者の発生した住宅火災の続発を踏まえた住宅防火対策の徹底	16
特報7	危険物の規制に関する政令の一部改正等の概要	18

平成18年3月号 No.420

## 巻頭言 消防・防災通信システムの整備にあたって

### Report

都道府県における平成17年度防災力自己評価結果	20
-------------------------	----

### TOPICS

全国救急隊員シンポジウムが新潟市で開催	23
第52回文化財防火デーの実施	24
消防団PRビデオの作成について	25

### 緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊基本計画の変更について	26
--------------------	----

### 消防通信～北から南から

神奈川県 横須賀市消防局「自然豊かな歴史のまち横須賀」	28
-----------------------------	----

### 消防通信～望楼

瀬戸市消防団(愛知県)／新潟市消防団(新潟県)	29
-------------------------	----

北九州市消防局(福岡県)／泉佐野市消防本部(大阪府)

### 消防大・学校だより

警防教育について	30
----------	----

### INFORMATION

(独)消防研究所の一般公開の実施について	31
1月の主な通知	31
広報テーマ(3・4月分)	31



■ 表紙  
茨城県防災航空隊  
「つくば」

# 消防・防災通信システムの 整備にあたって



消防庁審議官 貝 沼 孝 二

情報通信分野は大きな変革期を迎えている。標語風に言えば、「アナログからデジタルへ」、「固定からモバイルへ」、「音声からデータ・動画へ」である。

消防・防災活動において情報通信が果たす役割を考えれば、消防・防災の通信システムだけが、この動きから超然としているわけにはいかない。より迅速、より正確に情報を収集し、よりの確に災害対応できるようにするため、システムの不断の改善改良が求められる。

もちろん、消防・防災機関にとっても、消防・防災通信システムの性能が向上し、消防力が強化できること自体は大いに歓迎すべきことである。問題はコストである。

消防・防災通信システム－緊急通報指令、消防救急無線、防災行政無線、防災情報システムなどは、特殊仕様と市場限定のため、汎用システムに比し著しく高額になると言われている。その結果、消防・防災関係者は、国・地方の財政が厳しい中で、「無い袖は振れぬ。」という財政当局を説得するのに苦勞することになる。

そこで、時代の要請に応え、消防・防災通信システムを適時適切に整備するには、知恵と工夫による大幅なコストダウンが必須である。その基本的な方向は、これも標語風に言えば、「共同化」、「外部化」、「統合化」と考えられる。

まず、第1に「共同化」。現在の消防・防災通信システムは、基本的には自治体ごと消防本部ごとに調達・構築されている。この仕組みを変更し、全国レベル或いは都道府県レベルで、仕様の共通化、設備の共用化、調達の共同化ができれば相当なコストダウンが期待できる。

第2に「外部化」。最近は様々な分野でアウトソーシングの有効性が言われているが、情報通信システムについても、自前で維持管理していく負担は相当大きい。また、この分野は技術革新による陳腐化というリスクを抱えている。防災行政無線などにおいて、通信事業者等のサービスの活用や共同管理センターの設立を検討することは一考の価値がある。

第3に「統合化」。現在、自治体では、行政業務の情報化が進展しているが、業務ごとに独自のシステムが構築されているケースが多い。コスト削減と情報共有化の観点から、消防、防災、医療、インフラ等災害対策に関わるシステムの統合、連携策が求められている。

おわりになるが、消防・防災通信システムは災害時にも使える十分な安全信頼性が要請される。コストダウンにも限度がある。消防・防災通信システムの整備にあたって、何よりも尊重されるべきは現場第一線における情報通信ニーズとシステムの使い勝手であることを想起しつつ筆をおきたい。

# 消防の動き



平成18年  
3月号

No. 420

- 市町村の消防の広域化の推進に関する答申
  - 市町村国民保護モデル計画及び避難マニュアルについて
  - 消防機関における国民保護措置上の留意事項等について
  - 平成18年度における消防施設等の整備に係る  
主な財政措置について
- 他



# 市町村の消防の広域化の推進に関する答申

総務課

## ◆はじめに

平成18年2月1日、菅原進一消防審議会会長から板倉敏和消防庁長官に「市町村の消防の広域化の推進」について答申がなされました。

これは、平成17年11月24日に、板倉長官から、市町村合併の進捗、少子高齢社会の進展、大規模化・多様化する災害や予防、救急業務等に対する住民ニーズの高度化に確実かつ効果的に対応するため「今後の消防体制のあり方」について行われた諮問のうち、早急を実施すべき市町村の消防の広域化の推進方策に関するものであり、2回の審議を経て、消防審議会に取りまとめられたものです。その主な内容を紹介します。

この答申を受け、消防庁では、今国会に、市町村の消防の広域化を推進するための消防組織法の改正法案を提出する予定です。

## ◆答申の概要

### 第1 消防行政における国・都道府県・市町村の役割

#### 1 市町村消防の原則

今後の消防体制のあり方として、市町村は、従来同様、市町村消防の原則に基づき、一義的な消防の責務を担っていくことが必要である。一方、災害の複雑化、多様化などに対し、国や都道府県が全国的な観点から、補完的役割を発揮できる仕組みの構築も必要とされてきている。

#### 2 国・都道府県の役割

今後、市町村消防の原則を基本としつつ、消防庁が全国的・広域的な見地から消防体制のあり方の方向性を示すとともに、都道府県の広域的な役割をより明確にすることが必要である。

## 第2 市町村の消防の広域化の方向性

### 1 広域化の現状と課題

#### (1) 広域化推進の現状

これまで、管轄人口10万未満の小規模消防本部を中心に、市町村合併と軌を一にしつつ、より高い水準の住民サービスの提供などのために、一貫して広域化を推進してきた。

現在、市町村合併の進展もあり、消防本部数が最大であった平成3年の936本部から平成18年には816本部となる見込みである。しかしながら、小規模消防本部が未だ消防本部数全体の63%を占めるなど、広域化が十分に進んだとは言い難い状況にある。

#### (2) 広域化の課題

小規模消防本部には、職員に関する充足率、火災等災害への対応力、資機材整備、予防要員の確保等の観点から課題がある旨の指摘がある。また、広域化に当たり、委託・組合方式の抱える特徴を十分踏まえた対応、関係防災機関相互の連携、協力の充実強化が重要である。

### 2 広域化の必要性

大きく変化する消防へのニーズや人口減少という大きな



平成17年度 第3回消防審議会（平成18年2月1日）

変化に対応し、消防責任を果たすためには、消防本部の更なる広域化が喫緊の課題である。この際、広域化による効率的な体制強化に留意が必要である。

### 3 広域化の目標となる消防本部の規模

一般火災対応、車両整備、予防体制、災害対応、救急業務、救助業務、組織管理の各般の観点から消防本部のあるべき姿を分析し、総合的に今後の消防本部のあるべき姿を検討した。その結果、管轄人口30万規模以上を目標として設定すべきである。

なお、地理的条件、交通事情、日常生活圏、広域行政、地域の歴史、管轄面積の広狭、人口密度、人口減少など人口動態等の地域事情やこれまでの広域化への取組の経緯に十分配慮する必要がある。

## 第3 市町村の消防の広域化推進方策

### 1 広域化を推進するための新たな法的措置

消防の広域化を一層推進していくためには、広域化に関して消防組織法を改正し、広域化における都道府県の役割を明確にするとともに、広域化に関する関係者の議論の枠組みを準備することが必要である。

#### (1) 国の役割

消防庁長官が市町村の消防の広域化を推進するための基本指針を作成する。

#### (2) 都道府県の役割

都道府県が、基本指針に基づき、当該都道府県内において広域化の必要があると認める場合には、消防広域化推進計画を作成する。

#### (3) 市町村の役割

推進計画における対象市町村は、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成する。

#### (4) スケジュール

当面、基本指針において、一定の期限を区切って取り組むことが必要と考えられる。その際、平成18年度前半に基本指針、平成18年度後半から平成19年度に消防広域化推進計画を策定し、その後5年程度であるべき姿の実現を目指すことが考えられる。

### 2 広域化に当たっての重要な事項

広域化に当たって、留意すべき次の重要な事項について、基本指針、消防広域化推進計画、広域消防運営計画にそのあり方を示すことが重要である。

#### (1) 消防の体制整備

市町村が広域消防運営計画の作成に当たり住民をはじめ地域の関係者を巻き込んだ枠組みの中で徹底した議論を行い、広域化後の一元的・効果的な人材育成、組織編成や出動体制を確保することが必要である。

#### (2) 市町村長と消防本部の一体性の確保

市町村長と消防長の一体性の確保のため、平時、非常時を問わず、両者が即時通報できる仕組みや情報を共有する仕組み等により、共通の認識を持つことができるよう努める必要がある。

#### (3) 防災・国民保護部局との連携・協力

市町村の防災・国民保護部局との連携・協力をこれまで以上に強化することが必要である。特に大規模災害時における初動対応については、24時間体制をとる消防本部が中心的役割を担うことなどによる強化が必要である。

#### (4) 消防団との連携・協力

消防団は、従来どおり市町村ごとの設置を基本とし、広域化の対象としない。広域化された常備消防との連携の確保のため、連絡通信手段や合同の訓練などによる常備消防と消防団が一体となった活動が重要である。



菅原進一消防審議会会長から板倉敏和消防庁長官へ答申



# 市町村国民保護モデル計画及び避難マニュアルについて

## 国民保護室・国民保護運用室

### 1 はじめに

消防庁では、市町村の国民保護計画の作成を支援するための技術的助言として、平成18年1月31日付けで「市町村国民保護モデル計画」及び「避難実施要領の作成に当たって（避難マニュアル）」（以下「市町村国民保護モデル計画等」という。）を通知しました。

都道府県の国民保護計画が、関係者の努力により、今年度中にすべての都道府県で作成される見込みとなっており、来年度からは市町村の国民保護計画の作成が本格化することとなります。以下においては、市町村国民保護モデル計画等の特徴等を説明し、今後の取り組みについて紹介します。

### 2 市町村国民保護モデル計画の特徴

市町村が行う国民保護措置で最も重要なものは、警報の伝達と避難住民の誘導です。市町村国民保護計画では、そのための実施体制の確立や関係機関との連携を行えるような場所の設置などについて、特に記述しています。

#### (1) 初動体制の迅速な確立

武力攻撃の兆候について覚知した場合等において、速やかに初動的な避難等の措置や都道府県等への報告を行えるよう、全庁的な「緊急事態連絡室（仮称）」（事態認定前）や「国民保護対策本部」（事態認定後）の設置を明記しました。

その際、市町村においては、都道府県のようにすべての団体に職員による宿直体制を整備することが難しいことから、市町村の実情を踏まえ、当直等の強化のほかに消防機関との初動体制における連携を図ることなどにより、有事に24時間速やかに市町村及び国民保護担当職員に連絡が取れる体制を整備することとしています。

#### (2) 「現地調整所」における関係機関との情報共有や活動調整

武力攻撃の現場において、市町村が、消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関等と情報を共有しながら、各機関の活動内容の調整を図ることができるよう、「現地調整所」を設置することを明記しています。

市町村や消防機関は、警察機関や自衛隊から侵害排除の状況に関する情報提供を得ることなどにより、国民保

#### 市町村国民保護モデル計画の構成

##### <第1編 総論>

- 第1章 市（町村）の責務、計画の位置付け、構成等
- 第2章 国民保護措置に関する基本方針
- 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
- 第4章 市（町村）の地理的、社会的特徴
- 第5章 市（町村）国民保護計画が対象とする事態

##### <第2編 平素からの備えや予防>

- 第1章 組織・体制の整備
- 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
- 第3章 物資及び資材の備蓄、整備
- 第4章 国民保護に関する啓発

##### <第3編 武力攻撃事態等への対処>

- 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 第2章 市（町村）対策本部の設置等
- 第3章 関係機関相互の連携体制
- 第4章 警報及び避難の指示等
- 第5章 救援
- 第6章 安否情報の収集・提供
- 第7章 武力攻撃災害への対処
- 第8章 被災情報の収集及び報告
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 特殊標章等の交付及び管理

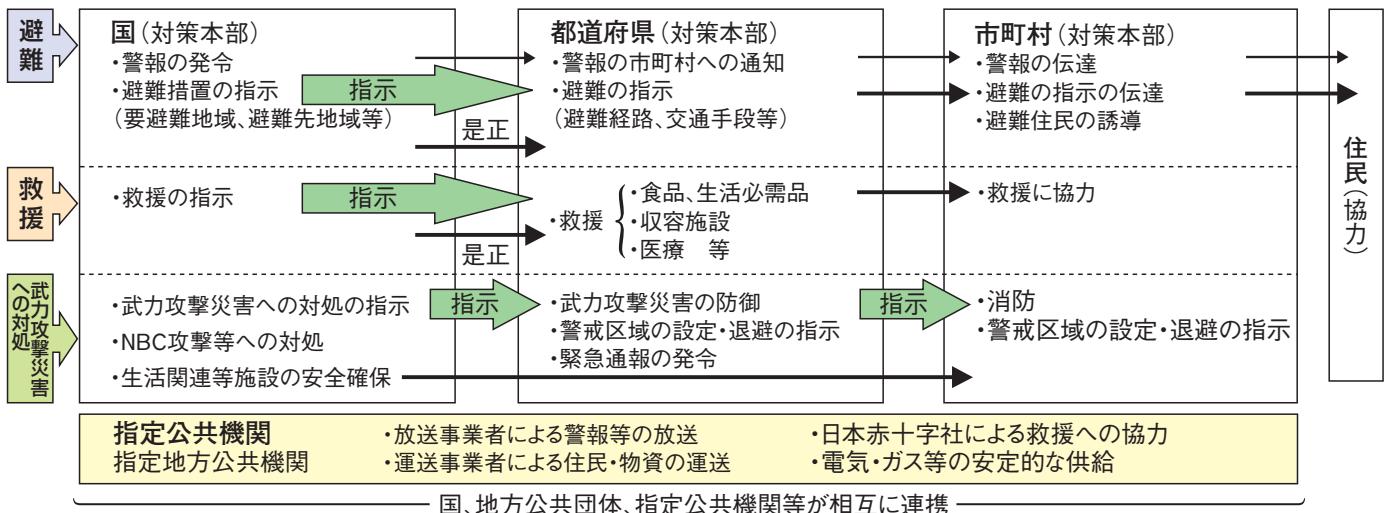
##### <第4編 復旧等>

- 第1章 応急の復旧
- 第2章 武力攻撃災害の復旧
- 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

##### <第5編 緊急対処事態への対処>

##### <資料編>

## 国民の保護に関する措置の仕組み



護措置を行う職員の安全を確保した上で、退避の指示や警戒区域の設定等の権限行使を的確に行い、避難住民の誘導や要避難地域における救助を行うことができることとなります。

### (3) 警報の迅速な伝達

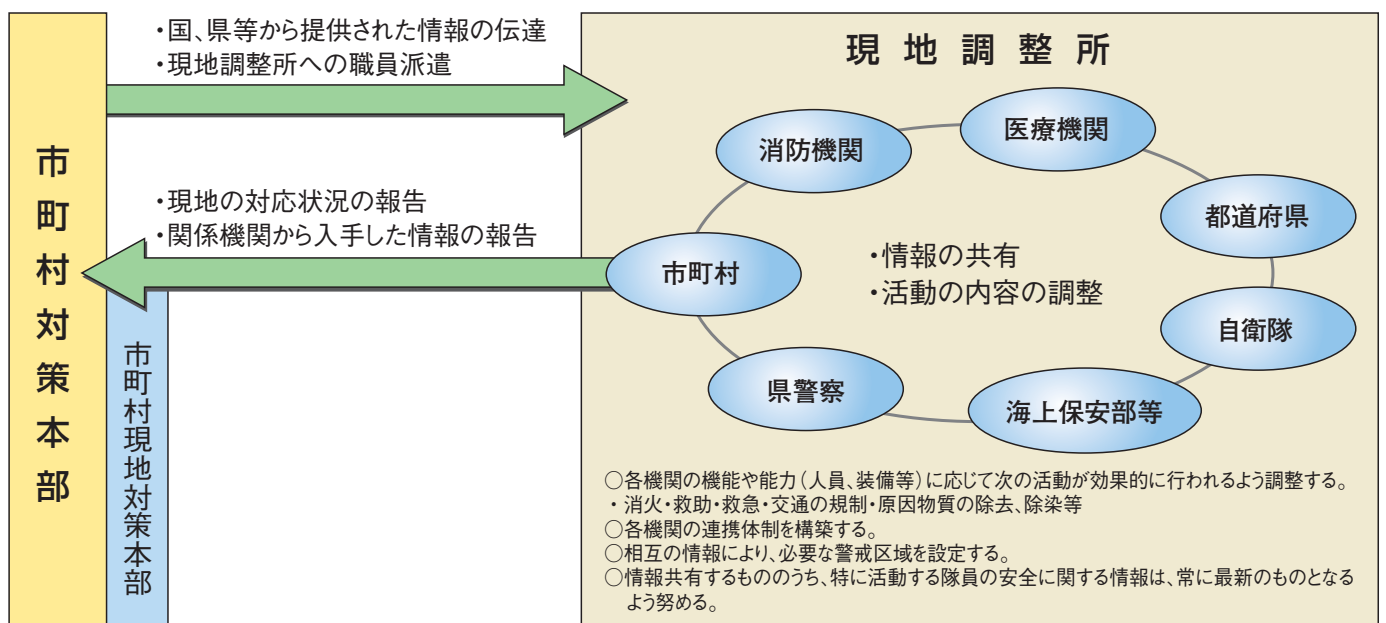
対策本部長（内閣総理大臣）による警報の伝達について、市町村は、警報の受信後、速やかに住民に伝達するため、事態の状況に応じて、防災行政無線や広報車、自治会、消防団等による伝達の方策等を記載しています。また、警報の伝達にあたっては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮し、すべての国民に伝達されるようにしています。

また、弾道ミサイル攻撃に際しては、テレビ・ラジオによるほか、津波警報や緊急地震即報の伝達の取り組みと

並行して、衛星通信ネットワークを活用し、国で出した警報を都道府県、市町村へ伝達した上で、各市町村、消防本部が所有する同報系防災行政無線を自動起動させ、数秒以内に警報を対象地域の住民に知らせることができる全国瞬時警報システム（J-ALERT、平成17年度実証実験中）の整備も視野に入れた記述としています。

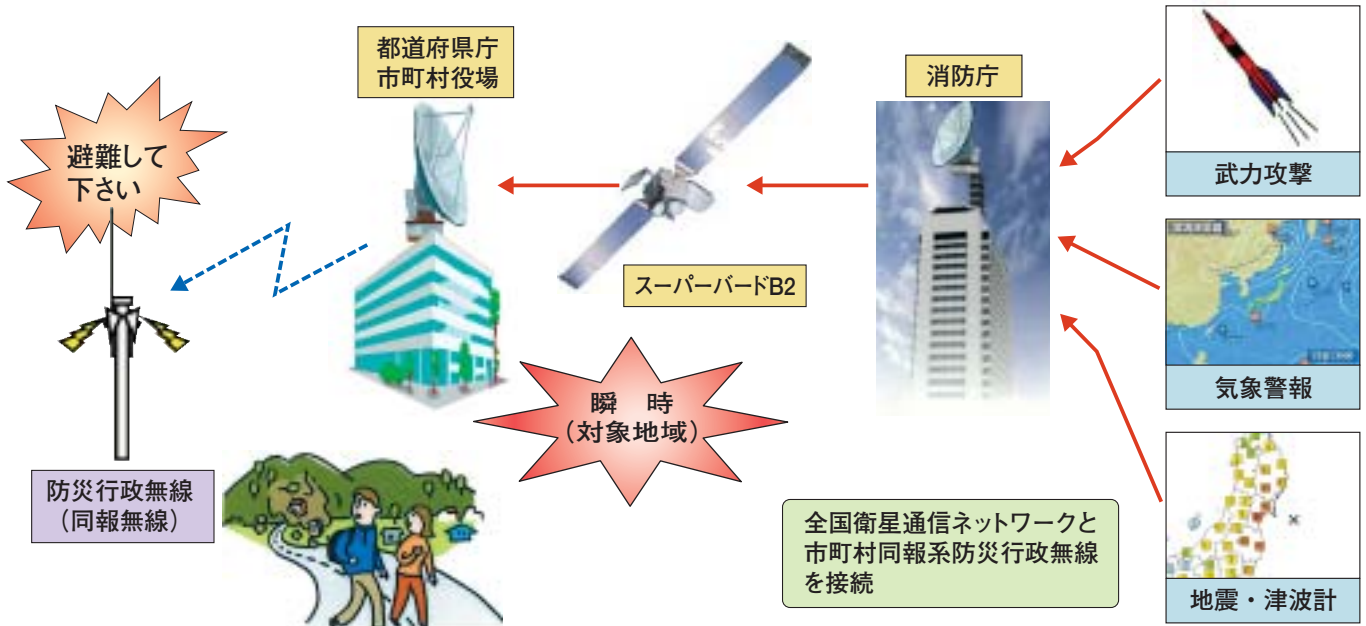
## 3 避難マニュアルの概要

市町村長は、都道府県知事から避難の指示があったときは直ちに避難実施要領を作成し、住民の避難誘導を行うこととされています。そのため、有事に迅速かつ柔軟に避難実施要領を作成できるよう平素から避難実施要領のパターンを作成しておく必要があります。消防庁では、そ





## 全国瞬時警報システム (J-ALERT)



の参考となるべく弾道ミサイル攻撃の場合、都市部におけるゲリラ攻撃やNBC攻撃、原子力発電所や石油コンビナートへの攻撃、離島への攻撃など、事態の類型などに応じた「7パターン」の避難実施要領の例を作成し、各事態、場所における対応のあり方について一定の指針を「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）」として示しました。

ただ、実際の避難実施要領については、当然各市町村の地域特性や社会特性を勘案して作成されるため、各市町村においては、避難マニュアルを参考に、自らの市町村で考えられる事態を、関係機関と意見交換を行いつつ、自らの発意と発想に基づいて避難実施要領のパターンを作成しておくことが重要であると考えています。

避難マニュアルにおいては、避難実施要領作成の留意点として、災害時要援護者については、自然災害時における対応と「災害時要援護者避難支援プラン」を活用するなど、重点的な避難対策を講じることや住民に対する適時適切な方法による情報提供を心がけることにより、パニック等を防ぐこと、集団でまとまって行動することが想定される学校や大規模事業所などとの連携について紹介しています。

### ○ 事態に応じた避難の様態

#### (1) 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル発射の兆候を踏まえ、対策本部長が包括的に警報を発令するとともに、記者会見等で国民に広く

情報提供を行うこととされています。また、実際にミサイルが発射された場合には、対策本部長が、その都度、警報を発令することになっています。

ミサイル発射に関する警報をテレビや防災行政無線で覚知した場合には、近隣のコンクリート造りの堅牢な施設や地下施設に「屋内避難」することが原則であると記載しています。

#### (2) ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ、特殊部隊による攻撃の多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して避難が行われることから、警報の内容とともに、現場における自衛隊、警察機関からの情報や助言により避難が行えるよう、「現地調整所」において情報共有や各機関の活動内容の調整を行うことが重要となります。

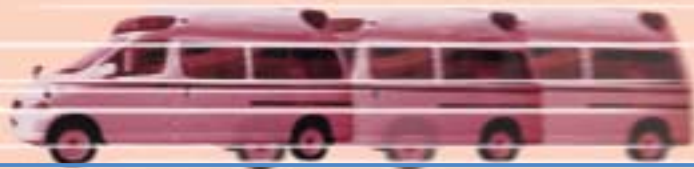
攻撃当初は、一時的に屋内に退避させ、移動の安全を確認後、移動を伴う避難を行うような段階的な対応も想定しています。

特に、昼間人口の多い都市部においては、初動時には個々人がその判断により危険回避の行動を取る必要があることから、平素から、住民に対して、「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房HP:<http://www.kokuminhogo.go.jp>）等により個々人の自助の方策を周知しておくことが重要であると記載しています。

#### (3) NBCによる攻撃等

化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散するとともに、空気より重いサリン等の神経剤は、下





を這うように広がる性質があります。このため、外気からの密閉性の高い部屋に屋内避難させることや風上の高台に避難させることが必要であることを踏まえ、避難実施要領の例を作成しています。

また、原子力発電所への攻撃に際しては、武装作業員の上陸地域から事業所までの避難とともに、武力攻撃原子力災害の万一の発生に備えた予備的な避難を考えることが必要なため、当初は、作業員の活動の実態が不明なことも多いと考えられるので、突発的な攻撃に巻き込まれることがないよう、屋内に避難することとし、その後、オフサイトセンターにおける分析等を踏まえた避難を実施することを前提に記載を設けています。

#### (4) 着上陸侵攻の場合

本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、都道府県の区域を越える避難に伴う国全体としての総合的な方針の下で対応する必要があることから、市町村では平素から具体的な対応は定めないこととしました。

一方、離島からの避難については、全島民の避難を想定し、国や都道府県による運送手段の確保等を踏まえた、島内住民への周知等の対応を迅速に行うことが不可欠であるため、着上陸侵攻における離島からの避難について、具体的な例を提示しました。

## 4 今後の国民保護の取り組みについて

市町村は、平成18年度中に市町村国民保護計画を作成することとされていることから、来年度からその作成を本格化させることとなります。市町村の国民保護計画の作

成については、国民保護法上、都道府県知事に協議することとされているため、都道府県が管内の市町村と十分な議論を行うなど、さまざまな作成支援を行うことが必要です。消防庁においても、市町村の説明会に積極的に職員を派遣するなどの支援を行っていくことを考えています。

国民保護計画の作成にあたっては、既存の防災を含めた危機管理体制の確認及び適宜見直しを行うとともに、各市町村の地域防災計画の見直しについても検討するなど防災・国民保護を含めた市町村の危機管理体制を再点検してもらうよう、お願いしています。

また、武力攻撃事態等における各種措置の実施にあたっては、住民が国民保護に関する理解を深め、その自主的な協力を得ることが不可欠であるため、国民保護の住民への普及啓発は重要であると考えています。このため、消防庁においては、内閣官房と連携し、パンフレットなどの啓発資料を作成するなどの、地方公共団体を支援する取り組みを行っています。

さらに、国民保護の体制の整備にあたっては、計画で定める職員の参集体制や役割分担、関係機関との連絡体制の整備のほかに実際に体制が機能するかの検証が必要となります。したがって、地方公共団体においては、関係機関等と連携し、事務の円滑な実施や連携のあり方を検証するためには、図上訓練は効果的ですし、住民等とともに警報の伝達や避難誘導などを実施する実動訓練は、住民の国民保護への理解を深めるためにも有効です。消防庁においても今後、地方公共団体との共同訓練を実施するとともに、訓練マニュアルを作成するなどの支援をしていきたいと考えています。

### 避難マニュアルの構成

#### 〈避難実施要領のパターン〉

- 弾道ミサイル攻撃の場合
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合
  - ・比較的時間的な余裕がある場合
  - ・昼間の都市部における突発的な攻撃の場合
  - ・都市部における化学剤を用いた攻撃の場合
  - ・原子力発電所への攻撃の場合
  - ・石油コンビナートに対する破壊攻撃の場合
- 着上陸侵攻の場合
  - ・離島からの避難の場合

#### 〈避難誘導における留意点〉

- 1 各種の事態に即した対応
- 2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化
- 3 住民に対する情報提供の在り方
- 4 高齢者、障害者等への配慮
- 5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現
- 6 学校や事業所における対応
- 7 民間企業による協力の確保
- 8 住民の「自助」努力による取り組みの促進



# 消防機関における国民保護措置上の留意事項等について

## 国民保護室・国民保護運用室

### 1 はじめに

消防庁では、消防機関による国民保護措置が円滑かつ効率的に実施されるようにするため、消防機関における平素からの備えや国民保護措置上の留意事項等について「消防機関における国民保護措置上の留意事項等について（平成18年1月31日）」を发出し、周知に努めているところです。以下、その概要について紹介します。

### 2 消防機関による国民保護措置の実施

消防機関（消防本部及び消防団をいう。以下同じ。）は、武力攻撃等災害が発生した場合、国民保護法のほか消防組織法、消防法及びその他の関係する法令に基づき、その施設、装備及び資機材並びに人員を活用し、国民の生命、身体及び財産を保護するために、消火、救助及び救急活動を実施する責務を有しています。加えて、警報の発令や避難の指示が行われた場合は、市町村国民保護計画に基づき、関係機関と連携し、その内容を住民に伝達するとともに、市町村長の指揮の下に避難住民の誘導を行うこととなります（図1）。

### 3 平素からの備え

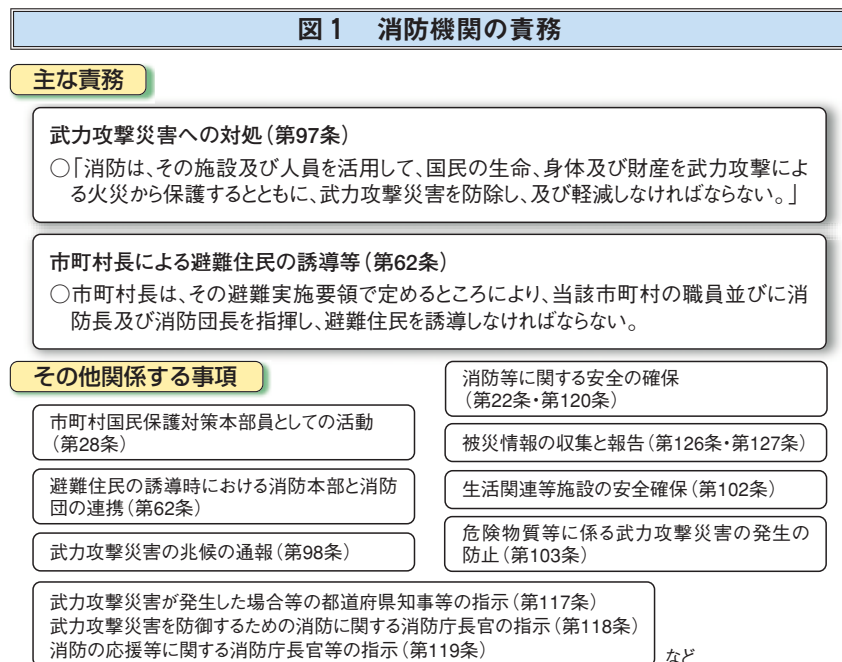
消防本部は、武力攻撃災害の発生が疑われる災害が発生した場合の市町村の国民保護部局との連携、職員の参集基準、参集した職員の活動要領、関係機関からの情報の取集体制等の初動体制や武力攻撃事態等が認定された場合の対応体制について整備しておく必要があります。

また、消防機関は、市町村国民保護計画に基づき、市町村が行う国民保護訓練に参画するとともに、防災訓練や自治会の会合等を有効に活用し、住民に対する国民保護の普及啓発や国民保護についての消防職団員教育を行う必要があります。

### 4 武力攻撃災害への対処と安全確保措置

消防機関は、武力攻撃災害が発生した場合は、自然災害時と同様に地方公共団体の職員、警察、自衛隊、医療機関などと共同して活動に当たることとなりますが、119番通報等を受けて、真っ先に現場での活動を実施する機関であることから、武力攻撃の類型ごとの特徴を考慮し、消防機関の隊員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害の対処に当たる必要があります。

図1 消防機関の責務



○弾道ミサイル攻撃の場合（NBC攻撃を含む。）…（図2）

○ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合…（図3）

○着上陸侵攻・航空攻撃の場合…（図4）

消防機関の活動に当たっては、警察、自衛隊等との情報共有や活動に関する調整により、継続的に安全の確認を行いつつ、互いの特性を活かした活動を行うことが重要です。このため、現場における関係機関（都道府県、市町村、警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関等）と調整を行うための場（現地調整所）（図5）を積極的に設ける必要があります。これにより、消防職団員の安全確保を図るとともに、地域全体として各機関の特性を踏まえたバランスのとれた対応が可能となります。

※上記の条文等は、すべて国民保護法

## 5 警報の伝達、避難住民の誘導等

消防機関は、武力攻撃災害への対処に加え、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導などについても、市町村国民保護計画に基づき実施します。この場合、武力攻撃災害への対処の状況や他の関係機関による活動状況を考慮しつつ、保有する車両、装備、資機材等を有効に活用した活動を実施します。

## 6 消防庁長官等の指示

自然災害発生時の緊急消防援助隊に対する消防庁長官の指示と同様に武力攻撃災害の対処等においても消防庁長官等から消防の応援出動が指示される場合があります。当該指示に迅速かつ適切に対応するため関係消防本部は、災害の動向や

市町村、都道府県及び消防庁からの情報に注意し、迅速な自動体制を確保することが期待されます。また、応援出動する消防本部は、関係機関から活動に関する情報収集を積極的に行うとともに、対応資機材や装備を積載させるなど活動する隊員の安全について配慮する必要があります。

## 7 おわりに

消防庁では、今後も消防大学校での講義や研修会等をはじめ、あらゆる機会を通じて消防職団員への国民保護に関する教育を行うこととしています。各消防本部及び消防団におかれましても職団員の教育・研修に努めていただきますようお願い致します。

図2 弾道ミサイル攻撃の場合

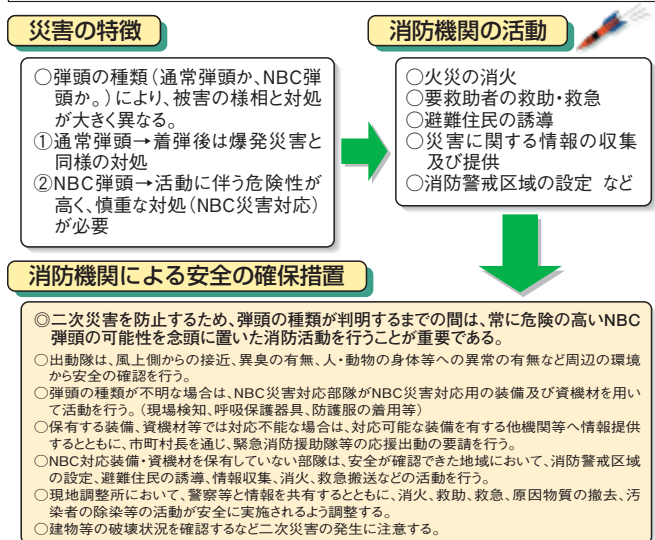


図4 着上陸侵攻・航空攻撃の場合

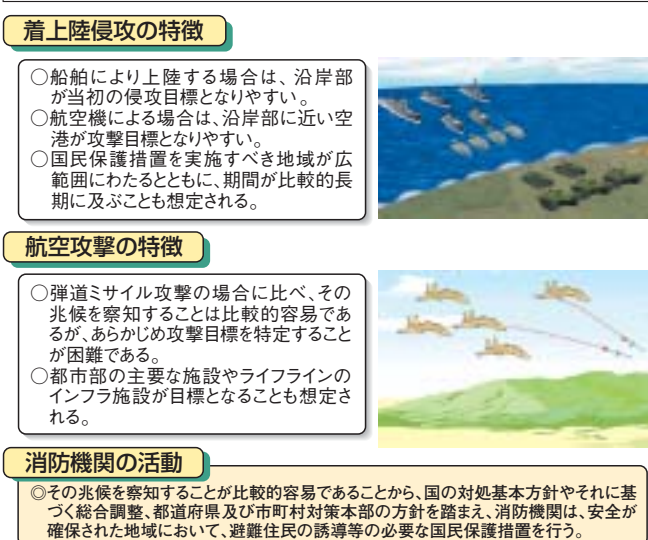


図3 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

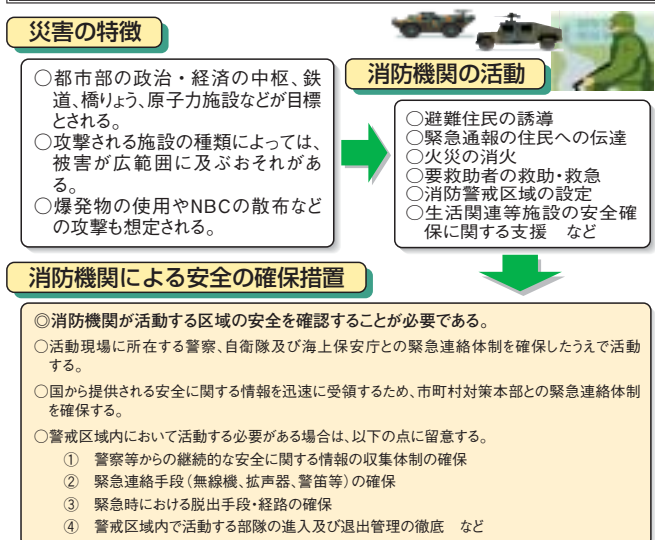
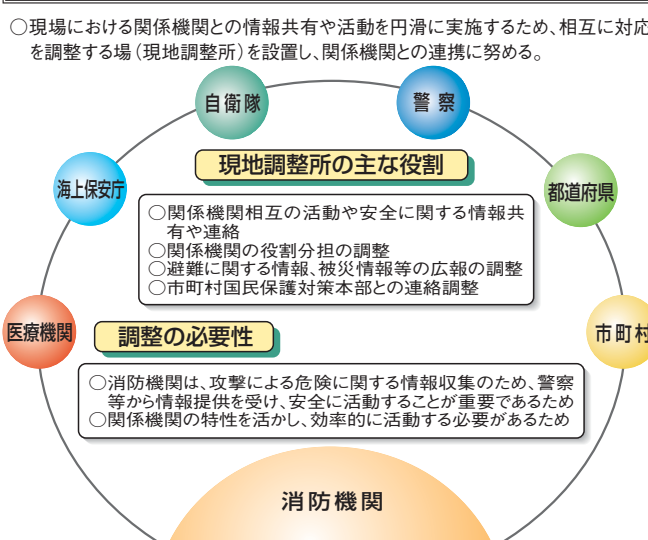


図5 現地調整の実施





# 平成18年度における消防施設等の整備に係る主な財政措置について

## 消防・救急課

### 1 はじめに

平成18年度予算案における消防防災施設等整備費補助金（以下「消防補助金」という。）については、三位一体改革に伴い一部が廃止・一般財源化されたために大幅な減額となりましたが、廃止・一般財源化された消防補助金の大部分については、新たに創設される「特別の地方債（仮称）」の対象として、従来の補助金並みの地方財政措置が講じられることとなりました。

また、防災対策事業債（防災基盤整備事業）についても拡充を図っておりますので、それらも含め、平成18年度において活用できる消防施設等の整備に係る主な財政措置について紹介します。

### 2 消防防災施設等整備費補助金

平成18年度の消防補助金は、約85億円の予算（案）となっています。

このうち、耐震性貯水槽及び高機能消防指令センター総合整備事業等を対象とする消防防災施設整備費補助金（以下「施設費補助金」という。）については、三位一体改革に伴い高機能消防指令センター総合整備事業の一部を廃止・一般財源化した上で約35億円です。

また、消防団の消防ポンプ自動車等を対象とする消防防災設備整備費補助金については、三位一体改革に伴い、緊急消防援助隊関係の設備を除く全てを廃止・一般財源化し、残った緊急消防援助隊関係の設備について、名称を「緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「援助隊補助金」という。）」に変更した上で50億円の予算（案）です。

消防補助金の主な改定事項は以下のとおりです。

- ・高機能消防指令センター総合整備事業Ⅰ型（離島を除く）、自主防災組織活性化事業、高機能情報通信対応防災無線通信設備及び消防団総合整備事業を三位一体改革に伴って廃止・一般財源化
- ・消防防災設備整備費補助金を廃止し、緊急消防援助

隊設備を補助対象とする「緊急消防援助隊設備整備費補助金」を創設

- ・施設費補助金に1,500<sup>3</sup>m型耐震性貯水槽を追加
- ・広域応援対応型消防艇を施設費補助金から援助隊補助金に移行
- ・援助隊補助金の高度救助用資機材に「地震警報器」を追加
- ・一団体当たりの補助金交付決定額が都道府県及び指定都市については8,000万円未満、指定都市以外の市町村については800万円未満となる場合は、補助金を配分しない

なお、援助隊補助金については、援助隊登録が前提となりますので、各都道府県において市町村の意向を十分に聞いた上で、調整をお願いします。

### 3 特別の地方債（仮称）

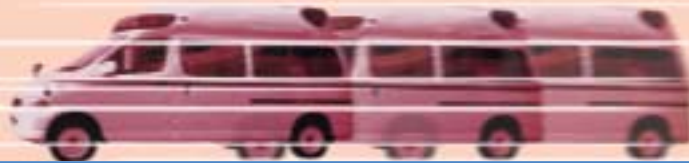
国庫補助負担金改革における施設整備に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえて、地方公共団体において引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、特別の地方債（仮称）が創設され、消防防災施設もその対象とされました。

平成16年度限りで廃止・一般財源化された常備消防施設、平成17年度限りで廃止・一般財源化される消防団に整備される施設、デジタル防災行政無線及び自主防災組織に整備される施設については、従来の補助金相当部分に特別の地方債（仮称）が充当され、その元利償還金については、後年度、100%普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなります。

なお、特別の地方債（仮称）は、補助率の嵩上げがあったものについては、嵩上げ部分にも充当することができます。

### 4 防災対策事業債（防災基盤整備事業）

大規模災害や武力攻撃事態等の発生時における被害の軽減につながる地域の防災機能の向上を目指した「災害



等に強い安心安全なまちづくり」を推進するため、地方公共団体における防災基盤の整備に対して地方財政措置を講じることとしています。

対象は、防災拠点施設、消防水利施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、防災行政無線、緊急消防援助隊施設等でしたが、平成18年度から、以下の点について取扱が変更されます。

- ・広域的な対応が必要な大規模災害に適切に対処できる体制を整えるため、従前からあった消防救急無線に新しく高機能消防指令センターを加えて消防通信・指令施設として整理
- ・津波警報、緊急地震速報、緊急火山情報、弾道ミサイル攻撃等、緊急の対策が求められる事態において、瞬時に国から国民に情報を伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により提供される情報に係る受信装置及び自動起動装置も対象となることを確認

防災基盤整備事業については、一般の事業は、事業費の75%について防災対策事業債が充当され、その元利償還金については、後年度、30%普通交付税の基準財政需要額に算入されます（交付税措置率22.5%）が、「特に推進すべき事業」については、事業費の90%について防災対策事業債が充当され、その元利償還金については、後年度、50%普通交付税の基準財政需要額に算入されます（交付税措置率45%）。

特に推進すべき事業は、消防団に整備される施設、防災行政無線（デジタル方式、J-ALERT）及び消防通信・指令施設（広域化に係るもの）です。

## 5 過疎対策事業債

過疎地域においては、消防ポンプ自動車、救急自動車、小型動力ポンプ、防火水槽、消火栓及び格納庫等の整備に当たって過疎対策事業債を充てることができます。

事業費の100%について過疎対策事業債が充当され、その元利償還金については、後年度、70%普通交付税の基準財政需要額に算入されます（交付税措置率70%）。

過疎対策事業債は、地方単独事業及び補助事業の地方負担部分にも充てることができます。

なお、一部の消防施設については、一般の事

業とは別に過疎対策事業債が優先配分される予定です。

## 6 最後に

消防財政については、従前は「補助金」を中心とした構造でしたが、三位一体改革に伴って「特別の地方債（仮称）」が創設され、また、防災対策事業債（防災基盤整備事業）が充実するなど、有利な財政措置が増えた反面、一つのメニューに複数の財政措置を用いることができる場合が増えています。

各地方公共団体におかれては、これらの制度を十分に理解し、各団体の事情に応じた有利な制度を活用して、消防防災施設の効率的な整備に努めてください。

なお、消防財政に関する資料を消防庁のHPに掲載することといたしました。

常に最新の情報を提供できるよう努力いたしますので、是非、御活用ください。

### 消防財政関係情報：

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/zaisei\\_info/index.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/zaisei_info/index.html)

### 消防施設等の整備に係る主な財政措置（平成18年度）

#### 1. 消防防災施設等整備費補助金

①消防防災施設整備費補助金 H18予算案 35億円（H17予算 44億円）

補助率 1/3 (高上げあり)	一般財源 2/3 ※
--------------------	------------

※一般補助施設整備等事業債、過疎債（一般枠）の充当可

②緊急消防援助隊設備整備費補助金 H18予算案50億円（H17予算 50億円）

補助率 1/2	一般財源 1/2 ※
---------	------------

※一般補助施設整備等事業債、過疎債（一般枠）の充当可

#### 2. 地方債・・・（交付税算入率）は、地方債発行額に対する割合です。

①特別の地方債

特別の地方債 1/3 (交付税算入率 100%)	高上→	一般財源 ※	繰上 単独
-----------------------------	-----	--------	----------

※過疎債（一般枠）の充当可。その他の地方債を充当できるかは未定。

○充当率は補助率と同様（高上を含む）

○起債対象事業費は補助基準額と同額（繰上単独を含まず）

②防災対策事業債

- ・防災基盤整備事業
- 一般の事業

防災対策事業債 75% (交付税算入率 30%)	一般財源 25%
-----------------------------	----------

特に推進すべき事業

防災対策事業債 90% (交付税算入率 50%)	一般財源 10%
-----------------------------	----------

- ・公共施設等耐震化事業

防災対策事業債 90% (交付税算入率 50%)	一般財源 10%
-----------------------------	----------

③過疎対策事業債

過疎対策事業債 100% (交付税算入率 70%)
------------------------------

※一般枠及び特別枠があり、特別枠の対象事業については、過疎債が優先配分される。

④一般単独事業債（消防・防災施設整備事業。充当率は以下のとおり。交付税算入なし。）

- ・都道府県 消防庁舎：70%、防災及び震災対策施設：90%、その他の消防施設：85%
- ・指定都市 消防庁舎：70%、防災及び震災対策施設：90%、その他の消防施設：90%
- ・市町村 消防庁舎：75%、防災及び震災対策施設：90%、その他の消防施設：90%  
(指定都市、市町村の消防庁舎で広域化に係るものは充当率90%)



# 認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」の火災を踏まえた消防庁の対応等

予防課

## 1 認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」の火災の概要（平成18年2月1日現在）

### (1) 出火日時等

- ア 出火時刻：平成18年1月8日（調査中）
- イ 覚知時刻：平成18年1月8日2時32分
- ウ 鎮圧時刻：平成18年1月8日4時05分
- エ 鎮火時刻：平成18年1月8日5時05分

### (2) 被害状況

- ア 死者7名 負傷者3名
- イ 焼損面積 279.1㎡（建物1棟全焼）

### (3) 建物概要等

- ア 建物名称：グループホーム「やすらぎの里さくら館」
- イ 建築面積等：敷地面積2,794.8㎡
  - 建築面積 304.2㎡
  - 延べ面積 279.1㎡

- ウ 住 所：長崎県大村市陰平町2245-1番地
- エ 建物構造：鉄筋コンクリート造一部木造平屋建て
- オ 消防用設備等：消火器、誘導灯
- カ 消防同意：平成15年4月7日
- キ 着 工：平成15年5月1日
- ク 最終査察：平成15年8月8日  
（使用開始検査であり、指摘事項なし）

### (4) 消防機関等の活動状況

- ア 消防本部 4隊 13台 43名
- イ 消防団 10台 137名

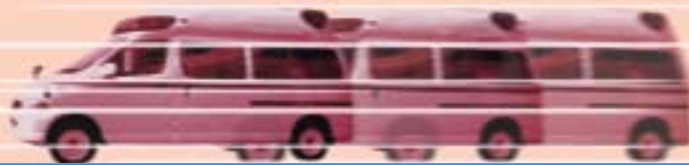
### (5) 火災原因 調査中

## 2 消防庁の対応

平成18年1月8日4時23分に長崎県県央地域広域市町村圏組合消防本部から火災報告（第1報）を受け、直ち



火災発生後の「やすらぎの里さくら館」の外観



に情報収集を開始するとともに次の対応を行いました。

## (1) 消防庁長官による火災原因調査の発動

平成18年1月8日に消防法第35条の3の2に基づき消防庁長官による火災原因調査を発動し、総務省消防庁予防課職員1名を派遣するとともに、同法第35条の3の3に基づき、(独)消防研究所職員2名を現地に派遣しました。

## (2) 認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について

全国の消防機関に対して、認知症高齢者グループホーム等について立入検査を行い、法令違反が認められた場合には所要の措置を講ずるとともに、法令違反がない場合であっても施設の特性を踏まえ適切な対策を指導するように通知しました。(1月10日付消防庁予防課長通知「認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について」)

## (3) 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会の開催

認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策について検討を行うため、学識経験者、認知症高齢者グループホーム関係者、消防機関等により構成される「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」を設け、平成18年1月19日に第1回、平成18年2月7日に第2回検討会を開催しました。平成18年3月中を目途に、検討結果を取りまとめる予定です。

検討会の概要等については、以下のとおりです。

### ア 目的

認知症高齢者グループホーム等の自力で避難することが困難な者が入居する小規模福祉施設における防火安全対策のあり方について検討

### イ 検討事項

- ・ 認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災の概要の把握と課題の整理
- ・ 認知症高齢者グループホーム等における消防用設備等のあり方
- ・ 認知症高齢者グループホーム等における防火管理のあり方

り方

等の各種防火安全対策

ウ 検討会委員

名簿のとおり

消防庁では、本検討会の検討結果を踏まえ、必要な制度改正を行う予定です。

### 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会委員

(委員長)

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 室崎 益輝 | (独)消防研究所理事長                 |
| 野村 歡  | 日本大学理工学部建築学科教授              |
| 川尻 良夫 | 厚生労働省老健局計画課長                |
| 佐々木勝則 | 特定非営利活動法人全国認知症グループホーム協会常任理事 |
| 佐竹 哲男 | 東京消防庁予防部長                   |
| 次郎丸誠男 | 危険物保安技術協会理事長(元消防研究所所長)      |
| 寺村 映  | 総務省消防庁予防課長                  |
| 長谷川彰一 | 総務省消防庁消防・救急課長               |
| 兵頭美代子 | 主婦連合会会長                     |
| 宮本 英機 | 千葉市消防局予防部長                  |
| 山下 純治 | 長崎県県央地域広域市町村圏組合消防本部次長       |
| 山田 常圭 | (独)消防研究所プロジェクト研究部長          |

[オブザーバー]

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 磯部 孝之 | 国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室<br>防災企画係長 |
| 川原 邦博 | 長崎県総務部危機管理・消防防災課長               |



挨拶をする大石利雄消防庁次長



# 死者の発生した住宅火災の続発を踏まえた住宅防火対策の徹底

予防課

## 1 はじめに

本年1月4日の5名の児童が亡くなった兵庫県姫路市の住宅火災をはじめとして、死者を生ずる住宅火災が相次いで発生し、死者数も急増しており、社会の安心・安全を脅かすまさに非常事態に直面していることから、この状況を克服するため、住宅用火災警報器の設置促進を含めた住宅防火対策の徹底について、以下のとおり、1月25日付け消防庁長官通知により各都道府県知事及び指定都市市長あてに通知しました。

## 2 住宅火災による死者数の状況

### (1) 近年の住宅火災の死者数

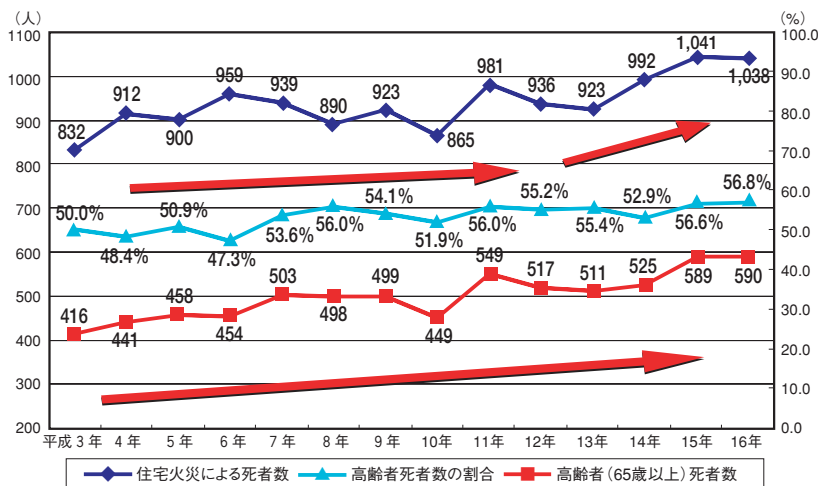
近年の住宅火災の死者数は、おおむね横ばい又は微増傾向でしたが、平成15年には昭和61年以来1,000人を超え、さらに平成16年にも連続して死者が1,000人を超えるなど、最近では急増しています。

また、住宅火災の死者数の過半を高齢者が占め、その割合も微増傾向であり、今後高齢化の進展とともにさらに住宅火災による死者が一層増加するおそれがあります(図1)。

### (2) 平成17年(1月～9月)中の住宅火災による死者数

「平成17年(1月～9月)における火災の概要(概数)」(平成17年12月21日消防庁発表)によると、平成17年1

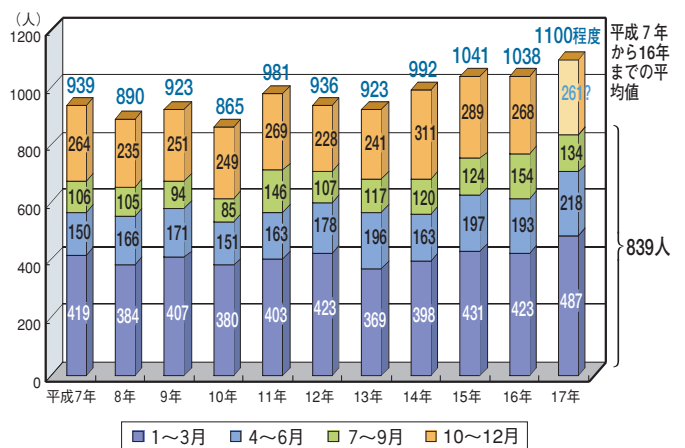
図1 住宅火災による死者数の推移(放火自殺者等除く)



(数値は「消防白書(平成17年版)」による)

月から9月末までの住宅火災による死者数は839人(前年同期比+69人)となっています。これは、データの存在する昭和54年以降最多であり、過去10年間の第4四半期の平均値(261人)を加えると、1,100人程度に達するおそれがあります(図2)。

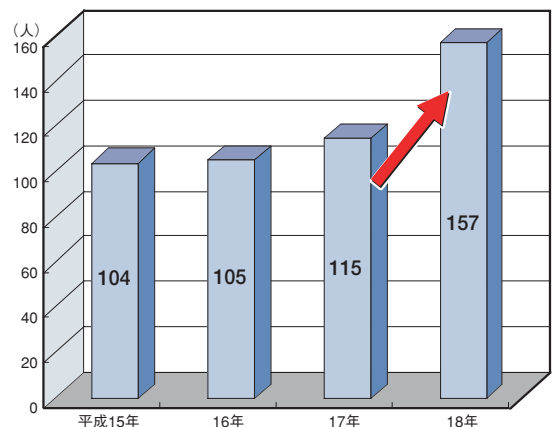
図2 住宅火災による死者数の推移(平成7年～17年)



### (3) 最近の住宅火災死者数

平成18年1月19日に実施した「住宅火災等による死者数の緊急調査」の結果、平成18年1月1日から18日までの期間における死者数は、過去3年(平成15～17年)の同時期における死者数の平均値の約1.5倍に急増しています(図3)。

図3 平成18年1月1日から18日までの期間における死者数



※平成17、18年の死者数は速報値

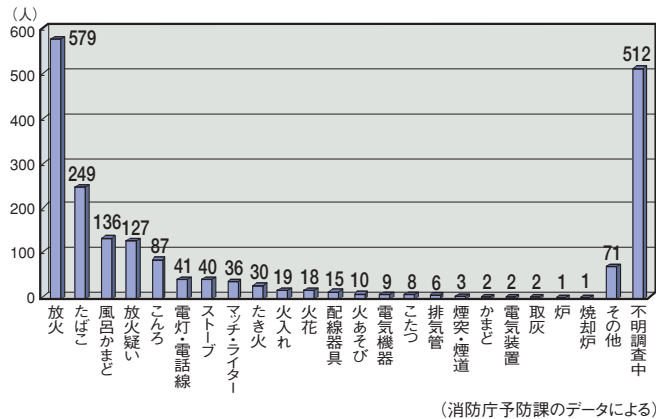
(平成15年～17年の数値は「火災統計」のデータによる。死者数には放火自殺等を含む。)



## (4) 出火原因別の死者発生状況

平成16年中の出火原因別の死者数は、「放火」によるものが最も多く（579人）、次いで「たばこ」（249人）、「風呂かまど」（136人）となっています（図4）。

図4 住宅火災における出火原因別の死者発生状況(平成16年)



## 3 住宅防火対策の徹底の具体的方策

このような死者を生ずる火災が相次ぐ状況にかんがみ、消防庁では地域の実情に応じて、次のような効果的な具体的方策を講ずるよう要請しました。その内容は次のとおりです。

### (1) 報道機関との連携

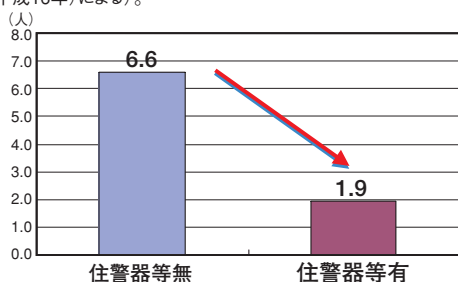
住宅火災により死者が発生した場合、住宅用火災警報器等の設置の有無を調査し、報道機関へ情報提供すること。また、住宅用火災警報器等が設置されていない場合は、住宅用火災警報器等により死者の発生を防止できた可能性が高いことについても説明すること。

### (2) 広報誌等と連携した積極的な広報の実施

市町村や地域の広報誌、地域の広報誌、住宅防火対策に係るリーフレット等の編集・出版等と連携し、住宅火災が続発していること、住宅用火災警報器等の設置が消

図5 住宅用火災警報器等の設置の有無による死者数比較

・住宅用火災警報器等が設置されていた火災と設置されていなかった火災を、住宅火災100件当たりの死者数で比較すると、設置されていた場合には約3分の1の死者数となっている（数値は「火災統計」のデータ(平成16年)による）。



防法により義務付けられたこと、並びに住宅火災の早期発見及び住宅火災からの早期避難に住宅用火災警報器等が有効であること等を広く周知すること。

### (3) 消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等と連携した普及・啓発活動等

#### ① 住民指導方法の講習会の開催

本年3月1日から始まる春季全国火災予防運動に先駆けて、「住宅用火災警報器等PRハンドブック(平成17年4月27日付け消防消第99号、消防災第74号及び消防安第81号で通知したもの。)」を活用し、消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等を対象とした住民指導のための講習会を開催すること。

#### ② 住宅用火災警報器等の設置に係る情報提供等

地域における住宅用火災警報器等取扱い店舗等について把握し、消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等並びに地域住民に対して情報提供すること。なお、住宅防火対策推進協議会のホームページ(<http://www.jubo.go.jp>)には、住宅用火災警報器の取扱い店舗が掲載されているので活用すること。

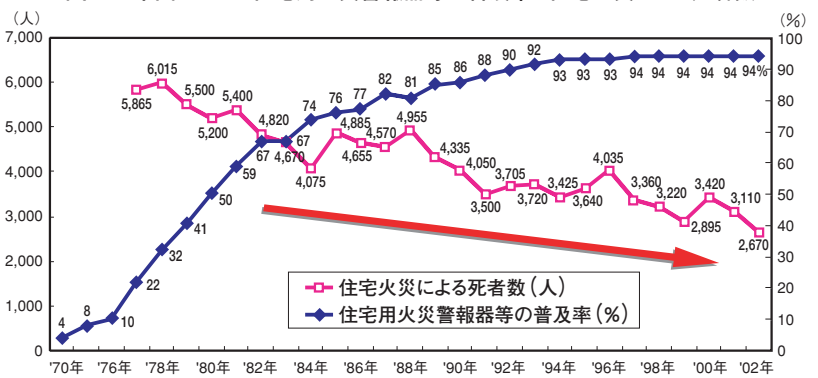
### (4) その他

上記に掲げるもののほか、地域において住宅用火災警報器等の広報・普及・啓発活動に資する効果的な広報等を行うこと(図5・図6)。

## 4 おわりに

本年6月から新築住宅へ住宅用火災警報器等の設置等が義務付けになりますので、既存住宅についても早期の自主的な設置を促す等、安心・安全な社会の確立へ向けて、積極的な住宅防火対策の推進にご理解とご協力をお願いします。

図6 米国における住宅用火災警報器等の普及率と住宅火災による死者数





# 危険物の規制に関する政令の一部改正等の概要

## 危険物保安室

### 改正の経緯

今般「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第6号。以下「政令」という。）」が平成18年1月25日に公布され、4月1日から施行されることになりました。

今回の改正は、「規制改革・民間開放推進三か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）に基づき、給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について、新たな技術に対する迅速、柔軟な対応を可能にし、併せて新たな技術を活用した事故防止の推進を図るために、性能規定を導入するとともに、船舶に給油する給油設備を設ける移動タンク貯蔵所による船舶への給油を可能とするため、所要の措置を講ずることをその内容とするものです。その改正概要は次のとおりです。

#### 1 給油取扱所の技術基準に関する事項

現行の規定において、給油取扱所は、「固定した給油設備（航空機への給油については、車両に設けられた給油設備を含む。）によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所」とされています。

今回の改正において、船舶についても車両に設けられた給油設備による給油を認めることとするに当たり、給油取扱所について、「固定した給油設備」により給油することを原則としていたものを改め、車両に設けられた給油設備を含む「給油設備」により給油することを原則としました。これにより、給油するために危険物を取り扱う取扱所はすべからず給油取扱所に位置付けられることになりました。（政令第3条第1号）

#### 2 給油取扱所の技術基準の性能規定化に関する事項（図1）

##### ① 固定給油設備

給油取扱所の定義を見直し、「固定した給油設備」ではなく「給油設備」により給油を行うものとしたことに伴い、政令第17条第1項（この例による第2項を含む。）に規定する給油取扱所においては、給油設備は「固定した給油設備」でなければならないことを明確にするため、新たに規定することとしました。（政令第17条第1項1号）

##### ② 給油空地

現行の規定においては、間口10メートル以上、奥行6メートル以上の給油空地を設けることとされていますが、必要となる空地は、道路との位置関係、固定給油設備の配置等により変わるものであるため、性能規定化の観点から、空地に必要とされる性能の明確化を図ることとしました。

なお、具体的な性能については、総務省令で定めることとしており、

・自動車等が安全かつ円滑に出入りすることができる幅で道

路に面していること。

・自動車等が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に通行することができる広さを有すること。

・自動車等が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。

を規定することを予定しています。（政令第17条第1項第2号）

##### ③ 注油空地

灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定されたタンクに注入する設備を設ける場合に必要な空地を設けなければならないとされているところですが、性能規定化の観点から、空地を設ける目的及びこれを満足する性能について明確化を図ることとしました。

なお、具体的な性能については、総務省令で定めることとしており、

・容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に詰め替えることができる広さを有すること。

・移動貯蔵タンクが当該空地からはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に注入することができる広さを有すること。

を規定することを予定しています。（政令第17条第1項第3号）

##### ④ 給油空地、注油空地の舗装

給油空地及び注油空地は、コンクリート等で舗装することとされているところですが、性能規定化の観点から、舗装の目的及びこれを満足する性能の明確化を図ることとされました。

なお、具体的な性能については、総務省令で定めることとしており、

・漏れた危険物が浸透し、当該危険物によって劣化し、若しくは変形するおそれがないものであること。

・当該給油取扱所において想定される自動車等の荷重により損傷するおそれがないものであること。

・耐火性を有するものであること。

を規定することを予定しています。（政令第17条第1項第4号）

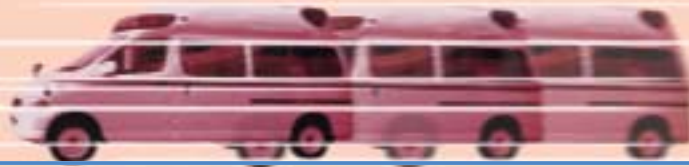
##### ⑤ 漏れた危険物等の滞留・流出防止措置

給油空地及び注油空地は、その地盤面を周囲の地盤面より高くし、その表面に適当な傾斜をつけることとされており、また、排水溝及び油分離装置を設けることとされているところですが、性能規定化の観点から、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該給油空地及び注油空地以外の部分に流出しないような措置を講ずることと改めました。

なお、具体的な性能については、総務省令で定めることとしており、

・可燃性蒸気が空地内に滞留せず、給油取扱所外に速やかに排出される構造とすること。

・固定給油設備又は固定注油設備の一つから500リットル（灯油又は軽油を車両に固定したタンクに注入するための固定注油設備にあっては900リットル、船舶給油取扱所にあっては50リットル）の危険物が漏れいした場合において、空地内



に滞留せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に収容できること。

- ・貯留設備に収容された危険物が降雨等で外部へ流出しないこと。この場合において、水に溶けない危険物を収容する貯留設備にあっては、危険物と雨水等が分離され、雨水のみが排出されること。

を規定することを予定しています。(政令第17条第1項第5号)

## ⑥ 防火塀

給油取扱所の周囲には、自動車等の出入りする側を除き、高さ2メートル以上の塀又は壁を設けることとし、延焼のおそれのある建築物が隣接している場合には、防火上安全な高さとするものとされているところですが、性能規定化の観点から、防火塀に必要とされる性能の明確化を図ることとしました。

なお、具体的な性能については、総務省令等で定めることとしており、

- ・開口部を有しないものであること。(防火設備ではめごろし戸(網入りガラス)のものは設けることができる。)
- ・給油取扱所において、固定給油設備から給油中に漏えいした危険物の燃焼火災、固定注油設備から注油中に漏えいした危険物の燃焼火災、専用タンクに注入中に漏えいした危険物の燃焼火災が発生するものとした場合において、給油取扱所に隣接する建築物の外壁、軒裏(耐火、準耐火、防火構造除く。)の表面、塀等に設けられた防火設備(網入りガラス等)の給油取扱所に面しない側の面における輻射熱が  $\int_0^{t_c} q^2 dt \leq 2,000$  を満足すること。(tcは燃焼時間(分)、qは輻射熱(kw/m<sup>2</sup>)、tは燃焼開始からの経過時間(分))を規定することを予定しています。(政令第17条第1項第19号)

## ⑦ ポンプ室等の床等

ポンプ室その他危険物を取り扱う室の床は、適当な傾斜をつけ、「ためます」を設けることとされているところですが、性能規定化の観点から、その目的を明確にするとともに、「ためます」を「貯留設備(漏れた危険物を一時的に貯留する設備)」に改めることとしました。(政令第17条第1項第20号)

## 3 船舶給油取扱所に関する事項(図2)

船舶給油取扱所において船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準について特例を定めることができました。

船舶に給油する給油タンク車(給油設備を備えた移動タンク貯蔵所)の基準としては、

- ・船舶の燃料タンク給油口に緊結できる結合金具を設けること。
- ・給油ホースは著しい引張力が加わった時に給油タンク車(給油ホースを除く。)に著しい引張力を加えず、かつ、給油ホース等の破断による危険物の漏えいを防止する措置(離脱カプラー等)を講じること。

とし、船舶給油取扱所の基準としては、

- ・引火点が40度以上の危険物を給油する場合は給油設備として給油タンク車を使用することができること。
- ・給油タンク車が転落しないための措置を講ずること。

を総務省令で規定することを予定しています。(政令第15条第

3項、政令第17条第3項第2号)

なお、これらの改正に伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」を改正し、船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置許可に係る審査手数料の標準を定めることとしました。(手数料令本則の表16関係)

## 4 その他

給油取扱所のポンプ室等の「ためます」と同様に、他の区分の製造所等に設けることとされる「ためます」についても同様に「貯留設備」として性能規定化の導入を図りました。

なお、この政令の施行の際現に法第11条第1項の規定により許可を受けている給油取扱所の構造及び設備でこの政令の施行の際現に存するもので、改正後の第17条第1項第2号から第5号まで又は第19号に定める技術上の基準(同条第2項においてその例によるものとされる場合を含む。)に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、なお従前の例によるものとするともに、改正令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとされました。(改正令附則第2条、第3条関係)。

図1 給油取扱所の性能規定化

現行	改正案
○ 仕様規定で定められており、材料の種類、厚さ等を数値等により明確にするもの。	○ 性能規定を導入し、必要とされる性能を明示し、かつ、そのレベルを規定するもの。
<b>主な改正内容</b>	
【給油空地】 自動車等が出入りするための空地を設けること。	【給油空地】 自動車等が出入りするための空地(安全性、通行性、広さ等を有するもの)を設けること。
【給油空地・注油空地の舗装】 給油空地、注油空地は、コンクリート等で舗装すること。	【給油空地・注油空地の舗装】 給油空地、注油空地は、漏れた危険物が浸透しないための舗装(強度、耐火性等を有するもの)をすること。
【ためます】 ポンプ室の床にためますを設けること。	【貯留設備】 ポンプ室の床に貯留設備を設けること。

図2 船舶給油取扱所における給油方法の多様化

現行	改正案
○ 2とおりの給油方法で規定している。	○ 安全性が確認され、選択範囲を広げた。
① 固定された給油設備(ポンプ機器及びホース機器で構成されたもの)から船舶へ給油する。	① 固定された給油設備(ポンプ機器及びホース機器で構成されたもの)から船舶へ給油する。
② 給油配管(燃料を移送するための配管)にホース機器を接続している設備から船舶へ給油する。	② 給油配管(燃料を移送するための配管)にホース機器を接続している設備から船舶へ給油する。
	③ 給油設備を備えた移動タンク貯蔵所(給油タンク車)から船舶へ給油する。

## 都道府県における平成17年度防災力自己評価結果

### 防災課

地方公共団体の地域防災力・危機管理能力の充実を図るためには、地方公共団体が自らの防災・危機管理体制を評価し、その実態を的確に把握した上で、適切な対応を行うことが重要です。消防庁では、平成15年10月に地方公共団体の地域防災力・危機管理能力評価指針(案)を策定し、同年11月1日現在の防災体制に関する自己評価を都道府県において試行的に実施していただきました。

今回、この試行結果等を踏まえ、設問内容を修正・変更した上で、平成17年4月1日現在における都道府県の防災力を自己評価していただきました。

その評価結果の概要及び地域防災力の充実を図るための今後の課題は以下のとおりです。

### 1 自己評価方法等

- ① 消防庁が作成した800項目以上の2～4者択一の設問に回答することにより、9つの指標ごとに各都道府県の地域防災力・危機管理能力が数値化されます。
- ② 設問には、それぞれ重要性に応じて、ポイントが与えられていますが、最終的な数値は全体を100ポイントとして換算したものであり、100ポイントに近い数値ほど地域防災力・危機管理能力が充実しているものと考えられます。
- ③ 設問への回答において、厳格な自己評価を行った団体はポイントが低くなる傾向があります。
- ④ 災害のリスクの高い地域は一般に防災体制の強化に力を入れていることから評価が上がるものと考えられますが、災害のリスクは地域によって大きな差があり、そのリスクに応じた体制が必要なため、一概に数値のみを比較してその地域の防災体制の良し悪しを判断すべきではありません。
- ⑤ 防災・危機管理における施策実施の流れ(「リスク把握・評価」→「被害の軽減・予防策」→「体制整備、計画策定」→「評価、見直し」)に沿って立てた9つの

指標について評価した数値をレーダーチャートで表示します。

### 2 総合評価

前回(平成15年度)の防災力自己評価に比べ、47都道府県すべてで総合評価ポイントが上昇するとともに、47都道府県の平均値においても、9つの指標すべてにおいて10ポイント以上上昇しています。

特に取り組みが高い水準となっている指標は「④情報連絡体制」であり、平成16年度に梅雨期の豪雨や上陸台風が多発したことから住民の防災に対する関心が高まったことなどにより、各都道府県においてインターネット等を活用した住民との情報共有体制の整備、避難方法に関する広報・啓発の進展や、災害時要援護者への情報提供手段・方法について整備されたことによります。

また、「⑤資機材・備蓄の確保・管理」のポイントも上昇しています。これは新潟県中越地震の教訓を踏まえ、被災者向けの物資の備蓄について、管内市区町村と役割分担等について検討が進んだことや情報通信システムのバツ

グラフ1 全国平均総合評価比較レーダーチャート

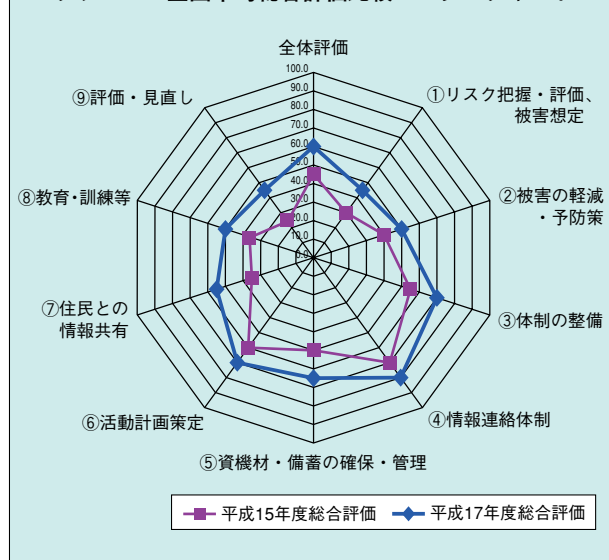


表1 指標別全国平均評価ポイント比較表

実施年度	全体評価	①リスク把握・評価、被害想定	②被害軽減・予防策	③体制の整備	④情報連絡体制	⑤資機材・備蓄の確保・管理	⑥活動計画策定	⑦住民との情報共有	⑧教育・訓練等	⑨評価・見直し
平成17年度	58.5	43.9	52.2	68.7	81.7	63.0	70.2	53.5	50.8	42.0
平成15年度	43.5	30.0	40.0	53.6	68.5	50.2	59.6	31.0	35.0	23.9

クアッ対策が全都道府県で整備されたことにより  
ます。

反面、「①リスク把握・評価、被害想定」及び「⑨評価・見直し」についての取り組みは他の指標と比べて低い水準となっています。今後、リスク評価や被害想定等に基づく訓練や実際の災害対応を通じて、これまでの施策等を適切に評価し見直し  
ていく必要があります。(グラフ1、表1参照)

## 3 9つの指標別評価について

### ① リスク把握・評価、被害想定

風水害対策の取り組みが進展していますが、地震対策と比較すると依然低い水準であることから引き続き、風水害対策を適切に実施していく必要があります。

(注)火山災害、危険物施設事故(平成17年度は石油化学コンビナート施設のみ)、原子力災害に関するものは該当のある都道府県のみ平均値

### ② 被害の軽減・予防策

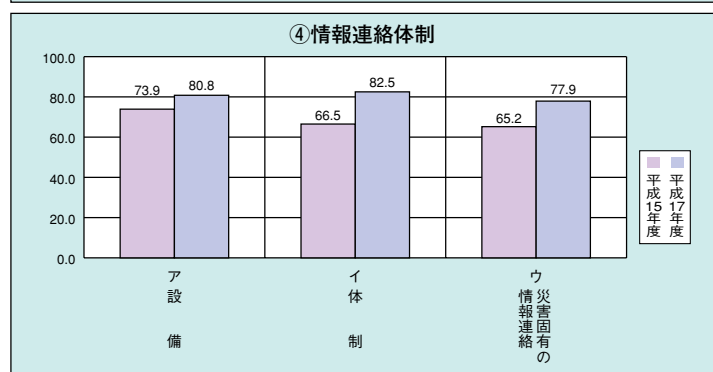
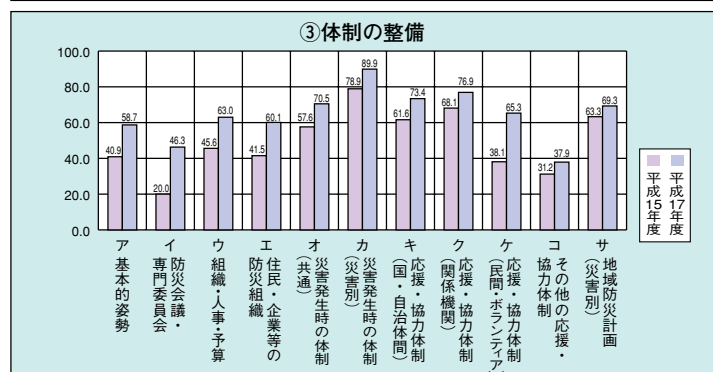
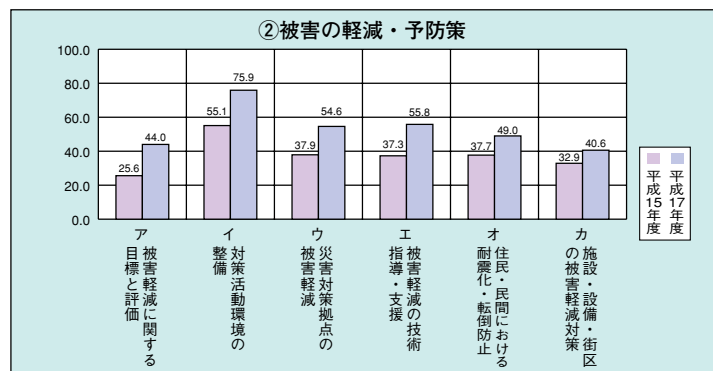
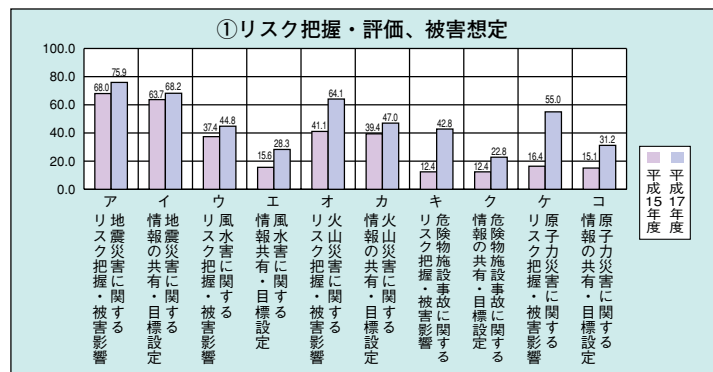
活動拠点等の整備等は比較的進展していますが、住民・民間における一般住宅や事業所施設等の耐震化や家具転倒防止及び街区等の被害軽減対策による防災まちづくりの強化が今後の課題として挙げられます。

### ③ 体制の整備

災害対策本部設置等の災害発生時の組織整備については高い水準にあります。前回の課題であった民間・ボランティアとの情報交換等の整備が進展しています。

### ④ 情報連絡体制

全般的に高い水準にあります。災害時要援護者への情報連絡体制等が進展していますが、住民からの被害情報の収集やインターネットを活用した被



害情報の収集等については取り組みが進んでいないこと等が、今後の課題として挙げられます。

## ⑤ 資機材・備蓄の確保・管理

基礎的な資機材の整備は高い水準にありますが、備蓄量や配布先の優先順位についての取り組みは遅れています。今後の検討課題としては必要な備蓄物資の確保や備蓄量が挙げられます。

## ⑥ 活動計画策定

一般的に高い水準にありますが、後方支援の計画策定については比較的低い水準です。また、各活動計画の業務マニュアル等の整備状況は、活動内容により高い水準のものと低い水準のものが混在しています。

## ⑦ 住民との情報共有

防災マップ等の作成支援や各種災害の一般向けの広報活動等の取り組みは進展していますが、今後、事業所等に対する個別の広報・啓発活動の促進が必要です。

## ⑧ 教育・訓練等

全体的に低い水準です。地震災害・風水害に関する教育・訓練への取り組みが進展していますが、今後更なる充実が必要です。

## ⑨ 評価・見直し

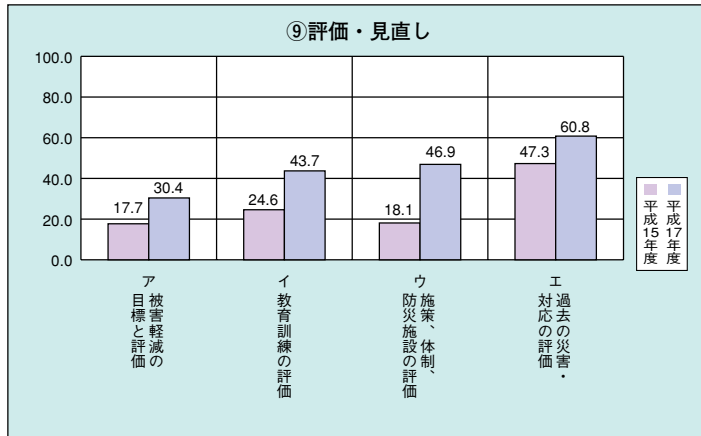
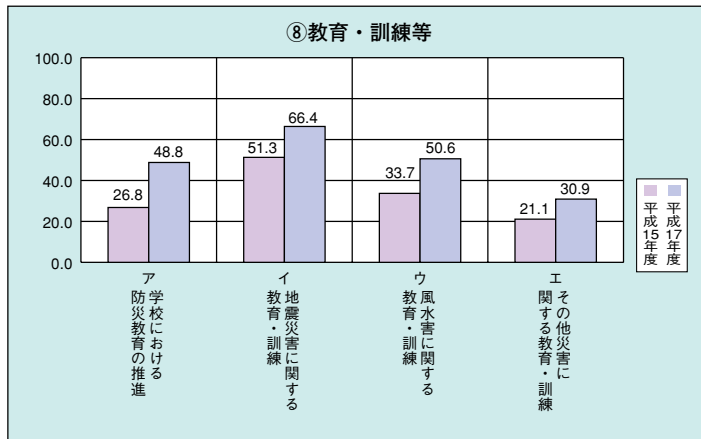
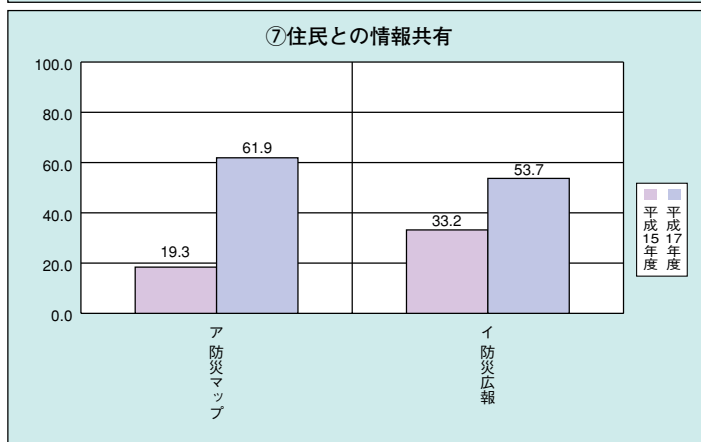
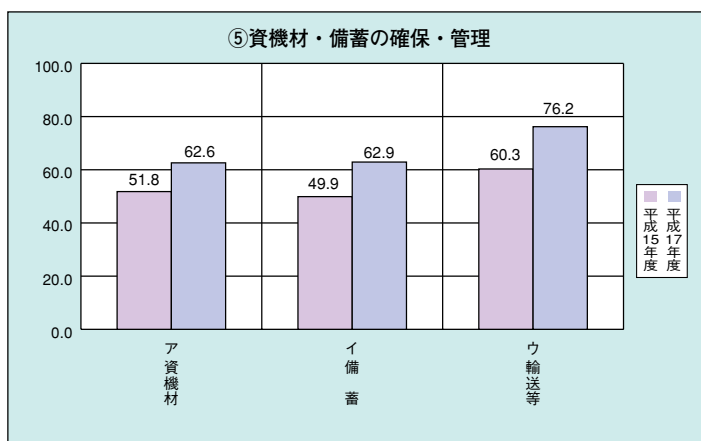
施策、体制、防災施設の評価・見直しへの取り組みが進展しています。とりわけ、過去の災害・対応の評価が比較的に高い水準です。今後、組織的に行う評価結果を施策に反映していくことが必要となります。

## 4 評価結果の活用

消防庁では、本評価・分析結果を国の防災対策を重点的に展開するための基礎資料として活用します。

また、今後、各都道府県において、この評価・分析結果を踏まえ、さらに防災体制の充実に努め、効率的・効果的な防災施策等が実施されることを期待しています。

なお、詳細は、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp>) でご覧になれます。



# 全国救急隊員シンポジウムが新潟市で開催

(財)救急振興財団

「第14回全国救急隊員シンポジウム」が、(財)救急振興財団と新潟市消防局・新潟県消防長会との共催により、1月26日(木)と27日(金)の2日間にわたって、新潟市(朱鷺メッセ)で開催されました。全国各地から救急隊員など2,700人を超える熱心な参加がありました。

この「全国救急隊員シンポジウム」は、全国の救急隊員等を対象として、実務的観点からの研究発表や意見交換、救急業務に必要な新しい医学的知識の修得、救急隊員相互の交流の場を提供することを目指すものです。救急救命士制度発足間もない平成4年度を皮切りに、毎年1回、救急振興財団と全国の政令市を中心とする各消防本部とで共同開催され、消防の救急業務の発展に寄与してきました。

## ○ 多彩な新潟シンポジウムの内容

今回のシンポジウムでは、進みつつある救急救命士の処置範囲の拡大とメディカルコントロール体制の整備という流れの中で、「救命の流れ より確かなものへ～新潟から未来へつなぐ救命の架け橋～」をメインテーマに、救急業務を取り巻く多彩なテーマが取り上げられ、シンポジウムや教育講演などが行われるとともに、救急事例・応急手当の普及活動などに関する救急隊員自らの研究発表が数多く行われました。

特別シンポジウムでは、「メディカルコントロール体制の現状と今後の課題」、「プレホスピタル・ケアの未来を語る」のそれぞれについて、多彩な顔ぶれの専門家による幅広い見地からの議論がなされました。また、心肺蘇生法に関する世界的標準の変更を受けて、特別講演「心肺蘇生法はどう変わるか～ILCOR2005の紹介～」が、さらに、救急現場で対応が求められる法律的諸問題に関して、「救急業務におけるプライバシーの保護と個人情報の取扱い」や、「救急での損害賠償責任や訴訟問題」に関する法律専門家による実務的な教育講演も行われました。

同時に、救急隊員の日々の業務に役立つ医学的知識を深め、活動技能の向上に資するため、一般講演では気管挿管が、またライブセッション(現場に近い状況を設定し実技を交えて指導)で「分娩介助」、「トリアージ」が取り上

げられました。加えて、「意識障害」、「小児救急」などについて、現場での注意ポイントを含む講義がそれぞれ行われました。

さらに、大規模災害等に対応して、参加者が想定事故を基に体験学習する場として、デモンストレーション「集団救急災害への取り組み～図上訓練からのアプローチ～」が行われたほか、「JR福知山線脱線転覆事故の対応」について救急救助や救命センターなどそれぞれの立場からの事例発表がありました。

## ○ 地元関係者の熱心な取り組み

連日マスコミなどでは、新潟県下では何十年ぶりかの豪雪と伝えられる中、地元の新潟市消防局では、早くから、「新潟市内には殆ど積雪がありませんから、安心してご参加を！」とPRに努めてこられました。実際にもそのとおりでした。その甲斐もあり、またすばらしい会場にも恵まれ、熱気溢れる大会となりました。さらに、新潟市消防局のみならず、新潟県内の消防本部や医療機関の皆さんが一致協力して大会の運営にあたられました。そして、一昨年の中越地震等でお世話になった全国の関係者への感謝の意を表したいとの思いから、それら新潟県内の皆さんによる心温まる趣向が随所で大会を盛り上げていました。

なお、次回の「第15回全国救急隊員シンポジウム」は、平成19年1月25日(木)及び26日(金)の2日間、埼玉県さいたま市において開催される予定です。



佐野徹治理事長の挨拶

# 第52回文化財防火デーの実施

予防課

文化財は、私たちの祖先が今日まで残してくれた貴重な財産です。そして、一度燃えてしまうと二度と元には戻りません。文化財建造物は木造建築によるものが多く、一旦火がつくと延焼拡大が極めて早いので、火災から守るためには、関係者だけでなく、近隣住民等との連携・協力が必要です。今年も文化財防火デーの1月26日を中心として、全国各地で地域ぐるみ、住民ぐるみの消防訓練等が実施されました。

■平成18年1月23日(月)

訓練場所：増上寺（東京都港区）

増上寺は、徳川家 明徳4年（1393年）に、関東での正統念仏道場として、西譽聖聰上人 西譽聖聰上人により創建されたものです。江戸時代に入り、徳川家の菩提寺、浄土宗の学制の総録所として常時三千名の僧侶が修学に励む寺院となりました。国指定の重要文化財である三解脱門三解脱門をはじめとして、文化財に指定された建造物や仏像等が数多くあります。

東京消防庁職員のほか、地元の消防団や近隣事業所の自衛消防隊など総勢200名以上が参加して行われた訓練を、板倉敏和消防庁長官と加茂川幸夫文化庁次長が視察しました。

■平成18年1月26日(木)

訓練場所：国分寺（山口県防府市）

天平13年（741年）聖武天皇の勅命により全国に建立された国分寺の1つで周防国の国分寺です。金堂をはじめとする伽藍が創建当初とほぼ変わらぬ配置で立ち、寺域も当時のものを維持している全国でもまれな国分寺です。一斉放水を行っている金堂（写真参照）が、国の重要文化財に指定されているほか、阿弥陀如来坐像など多数の仏像が文化財に指定されています。

防府市消防本部の職員のほか警察官、自衛隊員、近隣に住む住民など総勢200名以上が参加して行われた訓練を板倉敏和消防庁長官と河合隼雄文化庁長官が視察しました。



増上寺大殿への一斉放水

（写真提供：東京消防庁）



挨拶に立つ板倉敏和消防庁長官（防府市：国分寺）



国分寺金堂への一斉放水



# 消防団PRビデオの作成について

防災課

消防団は、地域社会における消防防災の中核的存在として重要な役割を果たしていますが、社会環境の変化等に伴い、消防団員数の減少等の課題に直面しています。

地域住民の消防団活動への理解と協力を促し、より多くの地域住民の方に消防団に参加していただくためには、地域において更なる広報活動が必要とされています。

そこで、地域住民による消防団活動への理解と協力を促すとともに、幅広い世代の方や様々な職業の方に対して消防団への参加促進を図ることを目的として、消防庁が企画協力し、消防科学総合センターが作成した消防団PRビデオ（DVD・ビデオ）を全国に配布しました。

今回、本ビデオを配付することで、地域住民の消防団への興味・関心を深め、消防団活動への理解と協力を促し、ひいては、住民の消防団への積極的な加入促進へとつながることを期待しております。

## 1 ビデオのタイトル

「FIRE FIGHTING SPIRITS」

（ファイアー ファイティングスピリッツ）

## 2 上映時間

17分17秒

## 3 配布

DVD 3,800枚を都道府県・市町村・消防本部等へ配布するとともに、ビデオ4,200本を都道府県・消防本部・消防団等へ配布しました。

## 4 ホームページでの閲覧

本ビデオの映像は、消防団ホームページ内に平成18年3月中に掲載する予定ですので、是非御覧ください。

（消防団のホームページ）

<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>



「FIRE FIGHTING SPIRITS」（ファイアー ファイティングスピリッツ）のDVDとビデオ



DVDのトップ画面

## 緊急消防援助隊基本計画の変更について

応急対策室

### 1 緊急消防援助隊を4,000隊に増強

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ平成7年に創設、平成15年6月の消防組織法の改正によりその法的位置付けを明確化し、平成16年4月に新たに発足、その後相次ぐ豪雨災害、新潟県中越地震、J R西日本福知山線列車事故等に出勤しました。

登録規模については、総務大臣が策定した「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(以下、基本計画という。)で平成20年度までに3,000隊とすることを目標としていましたが、昨年4月1日現在で全国779の消防本部から2,963隊が登録され、当初の目標をほぼ達成したところです。

さらに、法制化後に公表された東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏まえ、消火部隊等を増強するなど、今回、同計画を変更して緊急消防援助隊の登録目標を4,000隊規模に拡大し、大規模災害等への対応力を一層強化することとしました。変更の概要は以下のとおりです。

#### (1) 規模拡大の基本的考え方

- ・ 消火、救助、救急の主要活動3部隊を中心に増強
- ・ 現在の登録状況を前提とした現実に達成可能な範囲における増強

#### (2) 具体的な部隊の増強(表1参照)

下記により、概ね1,000隊を増強して4,000隊規模にする。

- ・ 東海地震等発生時の大規模火災発生に備えた消火部隊の増強〔1,200隊 → 1,600隊(400隊の増)〕
- ・ 高度救助隊の全国的展開、配備をはじめとする救助部隊の増強〔300隊 → 400隊(100隊の増)〕
- ・ 大規模救急事案に備えた広域医療搬送体制の強化等救急部隊の増強〔600隊 → 900隊(300隊の増)〕
- ・ 上記の消火、救助、救急活動3部隊の増強に伴う後方支援部隊の増強〔400隊 → 560隊(160隊の増)〕

### 2 第一次出勤都道府県隊及び出勤準備都道府県隊の変更

現在、基本計画で定めている別表第4(第一次出勤都道府県隊)及び別表第5(出勤準備都道府県隊)については、緊急消防援助隊発足当時の平成7年に策定された緊急消防援助隊要綱の出勤計画を基本としています。

しかし、要綱策定から10年を経過し、当時と比較して道路状況等地理的要因が変化していること、法制化以降の多数の

基本計画別表第4変更表(第一次出勤都道府県隊)

表1 緊急消防援助隊登録部隊数の増強

	平成17年度 (登録部隊数)	現 行 (目標隊数)	変更後 (目標隊数)
指揮支援部隊	29隊	30隊	30隊
都道府県隊			
● 指揮隊	107隊	100隊	100隊
● 消火部隊	1,148隊	1,200隊	1,600隊
● 救助部隊	280隊	300隊	400隊
● 救急部隊	600隊	600隊	900隊
● 後方支援部隊	250隊	400隊	560隊
● 航空部隊	67隊	70隊	70隊
● 水上部隊	19隊	20隊	20隊
● 特殊災害部隊	240隊 (重複あり)	240隊 (重複あり)	240隊 (重複あり)
● 特殊装備部隊	301隊	300隊	300隊
	2,963隊 (重複除く。)	おおむね 3,120隊程度 (重複除く。)	おおむね 4,120隊程度 (重複除く。)

平成20年度までに、おおむね4,000隊規模とすることを目標

災害発生別 都道府県	第一次出勤都道府県隊				災害発生別 都道府県	第一次出勤都道府県隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田	滋賀	福井	岐阜	三重	京都
青森	岩手	宮城	秋田	山形	京都	福井	滋賀	大阪	兵庫
岩手	青森	宮城	秋田	山形	大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
宮城	岩手	秋田	山形	福島	兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山
秋田	青森	岩手	宮城	山形	奈良	三重	京都	大阪	和歌山
山形	宮城	秋田	福島	新潟	和歌山	三重	京都	大阪	奈良
福島	宮城	山形	栃木	新潟	鳥取	兵庫	島根	岡山	広島
茨城	福島	栃木	埼玉	千葉	島根	鳥取	岡山	広島	山口
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉	岡山	兵庫	鳥取	広島	香川
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野	広島	島根	岡山	山口	愛媛
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京	山口	島根	岡山	広島	福岡
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川	徳島	兵庫	香川	愛媛	高知
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨	香川	岡山	徳島	愛媛	高知
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡	愛媛	広島	徳島	香川	高知
新潟	山形	福島	群馬	長野	高知	広島	徳島	香川	愛媛
富山	新潟	石川	長野	岐阜	福岡	山口	佐賀	熊本	大分
石川	富山	福井	岐阜	滋賀	福岡	長崎	熊本	大分	
福井	石川	岐阜	滋賀	京都	長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
山梨	東京	神奈川	長野	静岡	熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
長野	群馬	新潟	山梨	岐阜	大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
岐阜	富山	福井	長野	愛知	宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
静岡	神奈川	山梨	長野	愛知	鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
愛知	岐阜	静岡	三重	滋賀	沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山					



災害出動の教訓や、昨年、静岡県において実施した第3回緊急消防援助隊全国合同訓練における参集訓練の検証結果等から、出動計画の見直しの必要があるとして、緊急消防援助隊運用連絡会において検討を行い、各都道府県、代表消防本部等にも照会、了承を得たうえ下記の変更を行いました。

**(1) 第一次出動都道府県隊見直しの考え方**  
(基本計画別表第4変更表参照)

幹線道路の整備状況等を勘案し、第一次出動都道府県隊について見直しを行い、次の基準に基づき別表第4を変更した。

- ・災害発生都道府県ごとに、第一次出動都道府県隊として4隊を指定する。
- ・第一次出動都道府県隊の指定は、災害発生都道府県に隣接する都道府県隊を最優先とする。

- ・災害発生都道府県に隣接する都道府県が5以上ある場合は、幹線道路状況及び地理的要因を考慮する。
- ・各都道府県が相互に第一次出動都道府県隊となるよう考慮する。

**(2) 出動準備都道府県隊見直しの考え方**  
(基本計画別表第5変更表参照)

災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県隊数の差が大きい等のため、出動準備都道府県隊について見直しを行い、次の基準に基づき別表第5を変更した。

- ・災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県隊数を、これまでの出動実績等を考慮し、12隊とする。
- ・各都道府県隊が相互に出動準備都道府県隊となるよう考慮する。

基本計画別表第5変更表(出動準備都道府県隊)

災害発生都道府県	出動準備都道府県隊											
北海道	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
岩手	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
宮城	北海道	青森	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
秋田	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
山形	北海道	青森	岩手	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川
福島	北海道	青森	岩手	秋田	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	長野
茨城	青森	岩手	宮城	秋田	山形	群馬	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
栃木	青森	岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
群馬	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	千葉	東京	神奈川	富山	山梨	静岡
埼玉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	神奈川	新潟	富山	山梨	長野	静岡
千葉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	群馬	新潟	山梨	長野	静岡	愛知
東京	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	長野	岐阜	静岡	愛知
神奈川	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野	岐阜	愛知	滋賀
新潟	宮城	秋田	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨
富山	群馬	埼玉	東京	神奈川	福井	山梨	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良
石川	新潟	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取
福山	新潟	富山	山梨	長野	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取
山梨	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重
長野	栃木	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	静岡	愛知	三重
岐阜	東京	神奈川	石川	山梨	静岡	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
静岡	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	石川	福井	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪
愛知	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	長野	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
三重	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	京都	大阪	兵庫	徳島	香川
滋賀	富山	石川	山梨	長野	静岡	愛知	大阪	兵庫	奈良	和歌山	徳島	徳島
京都	富山	石川	岐阜	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
大阪	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	鳥取	岡山	広島	徳島	香川
兵庫	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
奈良	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川
和歌山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川	香川
鳥取	福井	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	山口	徳島	香川	愛媛
島根	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀
岡山	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	山口	徳島	愛媛	福岡
広島	大阪	兵庫	奈良	鳥取	徳島	香川	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分
山口	兵庫	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
徳島	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	福岡	佐賀
香川	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀
愛媛	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
高知	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
福岡	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	宮崎	鹿児島
佐賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
熊崎	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎
鹿本	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎
大分	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	鹿児島
宮崎	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎
鹿児島	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎
沖縄	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎



KANAGAWA



神奈川県 横須賀市消防局  
消防局長 新立 和弘

## 自然豊かな歴史のまち横須賀

横須賀市は、市域面積100.68km<sup>2</sup>、人口約43万人、神奈川県南東、三浦半島の中心部に位置し、東京湾・相模湾にそれぞれに面し、亜熱帯植物浜木綿の自生分布地としては最北端です。

本市は起伏の多い丘陵や山地からなり、坂道やトンネルの多さが本市の特色です。



横須賀市上空写真（相模湾と東京湾）

横須賀の歴史は古く、古事記には走水を舞台に弟橘媛おとたちばなひめと日本武尊やまとたけるのみことの悲哀が綴られ、平安時代後期には三浦一族が衣笠に居城を構え、鎌倉幕府の成立に貢献しました。そして、日本の歴史を大転換させた黒船来航。ペリー上陸を記念する公園内には「ペリー上陸記念碑」が残され、碑文は伊藤博文の筆によるものです。



◀ペリー記念公園



ヴェルニー記念館▶

その他に、横須賀製鉄所（造船所）を建設し日本近代工業化の基礎をつくりあげた、フランソワ・レオンス・ヴェルニーの功績と横須賀製鉄所建設の意義を永く後世に伝

えるために記念館が建てられ、フランス庭園様式を取り入れた「ヴェルニー公園」、「日本の都市公園百選」にも選ばれ、英国から海事遺産賞を受賞した世界三大記念艦の一つとして日露戦争で活躍した「三笠」が保存されている「三笠公園」などがあります。

本市には、半島特有の自然、歴史と文化の資産、多くの外国人の居住による市民レベルで広がる国際交流、世界に誇る横須賀芸術劇場や先端的な研究開発機関の集積などの地域資源があります。

科学や芸術など広い分野で国際貢献や生活の中で創造的な活動ができ、世界に向けて情報発信ができる可能性を持つ「国際海の手文化都市」として、国際性豊かな感性あふれる文化都市を目指しています。



◀NBCレスキューチーム



AED消防車両積載▶

横須賀市消防局は、1本部、3署、1分署、8出張所、1派遣所で構成し、456名の消防職員が、災害から市民の尊い生命や貴重な財産を守り、市民生活の安全を確保するため「安全で快適に暮らせるまちづくり」の推進を掲げ、NBCレスキューチーム及びマリンスキューチームの配置。新たな動きとして救急救命活動においては、自動体外式除細動器（AED）を全ての消防ポンプ車両等に積載し、消防局庁舎にも配置。救命効果の向上を目指した早期除細動の実現に努めております。

また、市民、事業所、行政の連携の下に、災害予防の基本となる防災意識の高揚、地域の自主防災組織の整備・育成、事業所などへの法令改正に基づく火災予防指導等、市民及び事業所による市民防災体制の確立を図り、さらに都市構造の変化や、高度情報化社会、高齢社会に適應するため、救急需要にこたえる救急体制の整備、消防総合情報システムや災害情報通信ネットワークの整備など、消防防災体制の充実強化に努めています。

## 災害支援団員(機能別消防団員)制度を創設

## 瀬戸市消防団

瀬戸市消防団では、全国的な課題となっている消防団員の減少、サラリーマン化が進んでいるため、消防団活性化対策の一環として、愛知県内初となる災害支援団員制度(機能別消防団員)を創設し、2月1日から運用を開始しました。5年以上の経験を有する消防団員OBを再任命し、主に平日の昼間帯の火災活動に従事しています。階級は「団員」に固定し、火災出動した場合の費用弁償は支給、年額報酬は無支給となります。制度の導入により、本市の消防防災対応力の向上が期待されています。



災害支援団員辞令交付式

## 豪雪に負けるな!

## 新潟市消防団

新潟市消防団は1月9日と14日、新潟県から記録的な豪雪により災害救助法が適用された妙高市及び湯沢町への除雪派遣要請を受け、3mを超える雪に覆われた町立保育園及び要援護者宅の屋根雪処理や除排雪の支援活動を実施しました。支援活動は、各方面隊(8方面隊)から総勢220名の消防団員による派遣隊を編成し、各自が持参したスコップ等で除雪作業などを実施し、地区の住民の方々に大変感謝されました。今後も県や市町村からの派遣要請に応じて、順次派遣する方向で計画しています。



湯沢町(土樽地区)の町立保育園の屋根雪処理活動

消防通信

望

楼

ぼうろう

## 救急車適正利用広報用CMの放映を開始

## 北九州市消防局

北九州市消防局は、17年12月から救急車の適正利用を呼びかける広報用CMの放映を始めました。これは、救急車の不適切な利用例を再現し、キャッチフレーズである「救急車じゃないとダメですか?」を織り込み、救急車を要請する前に本当に救急車が必要なのかを今一度考えていただく内容となっています。同CMは「不急な軽症」編、「タクシー代わり」編、「不要な要請」編の3編からなり、九州で2番目の乗降客数のあるJR小倉駅前の大型ビジョンで放映し、広く市民に訴えています。



大型ビジョンに映し出された広報用CM

## 消防水利標示板が街の案内役

## 泉佐野市消防本部

泉佐野市消防本部は、独自の取り組みとして市内の消火栓及び防火水槽の標示板に付近の住所を明示したステッカー(縦24mm、横200mm)を貼付し、市報等を通じて「今後、目前で緊急事態が発生し、携帯電話で119番通報する時に災害場所が分からない場合は、消防水利標示板及び自動販売機に貼付されている住所表示ステッカーを役立ててください」と広報しています。これは、災害に遭遇した通報者自身が場所を把握していないケースが多いため、早期に災害現場を特定することを目的としています。



消火栓の標示板に貼付したステッカー

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

# 消防大学校 だより

## 警防教育について

火災防ぎよをはじめとする警防活動は、消防学校初任教育の中心テーマであるとともに、あらゆる部隊活動の指揮・安全管理の基礎をなすもので、最先端の活動を進める上でも不断の探求が必要です。このような観点から、消防大学校では年2回、「警防科」として2か月程度の専科教育を実施しており、警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の監督者・指導者を育成しています。

警防科は従来から、海上災害防止センターに赴いて緊迫感のある消火訓練を行い火災性状の修得に励むなど、実技内容が豊富です。最近さらに、大規模災害時における対応能力向上を目的とした「図上シミュレーション訓練(ロールプレイング方式)」、水害時における救助対策

と安全管理対策を進めるための「急流救助対策訓練(座学・実技)」、ザイルを使用したこれからの救助活動技術である「テクニカル・ロープ・レスキュー(座学・実技)」等を追加し、実技面を一層充実しました。

また本年度は新たに、将来の幹部候補として「人間関係論」を通じて人事管理を学び、また消防学校等で3時間以上の講義が行えるよう、「教育技法」講義に加えて「講義演習」を行いました。

卒業生には、幅広く修得した知識・技術をもとに大規模化する各種災害において適切な警防活動を指揮するとともに、今後の大量退職期における職員研修で良き教育指導者となってくれることを期待しています。



海上災害防止センターでの消火訓練



急流救助対策訓練実技



図上シミュレーション訓練



テクニカル・ロープ・レスキュー実技

## (独)消防研究所の一般公開の実施について

(独)消防研究所

(独)消防研究所は本年4月1日に解散し消防庁に統合される予定ですが、平成18年度においても科学技術週間(4月17日(月)~23日(日))における行事の一環として、下記のとおり一般公開を行います。

### 記

#### 1 概要

当所において行っている消防防災の科学技術に関する基礎から応用までの幅広い研究、開発の内容について紹介します(公開項目等の詳細については次号に掲載する予定)。

#### 2 日時

平成18年4月21日(金) 10:00~16:00

#### 3 対象

一般(入場無料)

#### 4 問い合わせ先

(独)消防研究所研究企画部

電話: 0422-44-8331

(内線 137, 164, 131)

## 1月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第 4号	平成18年1月 6日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	基準の特例を適用した検定対象機械器具等の取扱いについて
消防予第 8号	平成18年1月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	認知症高齢者グループホーム等に係る防火安全対策の指導について
消防災第11号	平成18年1月13日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長	雪害対策の徹底について
消防予第24号	平成18年1月19日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	平成18年春季全国火災予防運動の実施について
消防予第25号	平成18年1月19日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成18年春季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて
消防危第25号	平成18年1月23日	各都道府県消防防災主管部長及び (社)全日本トラック協会会長並びに 日本貨物運送協同組合連合会会長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について
消防危第33号	平成18年1月25日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の公布について
消防予第35号	平成18年1月25日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	死者の発生した住宅火災の続発を踏まえた住宅防火対策の徹底について
消防予第36号	平成18年1月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	死者の発生した住宅火災の続発を踏まえた住宅防火対策の徹底の具体的方策について
消防消第 8号	平成18年1月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	災害通報の受信時における適切な対応について
消防災第42号	平成18年1月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長	「都道府県における平成17年度防災力自己評価結果」の送付
消防危第38号	平成18年1月31日	各都道府県消防防災主管課長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	再生資源燃料に係る条例の改正状況及び再生資源燃料の届出状況の実態調査について
消防国第 4号	平成18年1月31日	各都道府県知事	消防庁長官	市町村国民保護モデル計画及び避難実施要領のパターン作成に当たって(避難マニュアル)並びに今後の国民保護に係る市町村への支援等の強化について
消防消第 7号 消防災第43号 消防運第 2号	平成18年1月31日	各都道府県国民保護担当部長 各指定都市国民保護担当局長	消防庁消防・救急課長 消防庁防災課長 消防庁国民保護運用室長	消防機関における国民保護措置上の留意事項等について

## 広報テーマ

3 月		4 月	
①地域に密着した消防団活動の推進	防災課	①防火対象物の防火安全対策の徹底	予防課
②天ぷら油による火災の防止	予防課	②林野火災の防止	特殊災害室
③少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ	防災課	③地震に対する日常の備え	防災課
④行楽期における火災の被害防止	予防課	④甲種防火管理再講習のお知らせ	予防課

## 編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)  
電 話 03-5253-5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社